289.1 Su699Ik

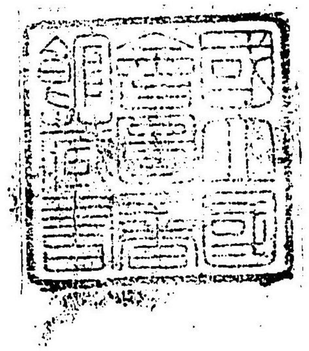

337153

菅　丞　相

東京美術學校教授天草友雄敬圖

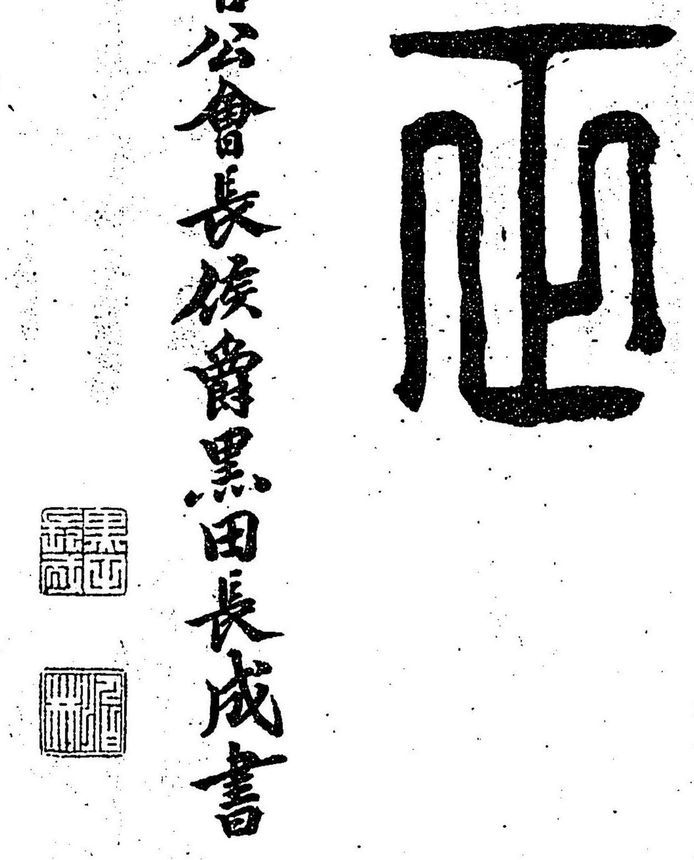

菅公御眞筆

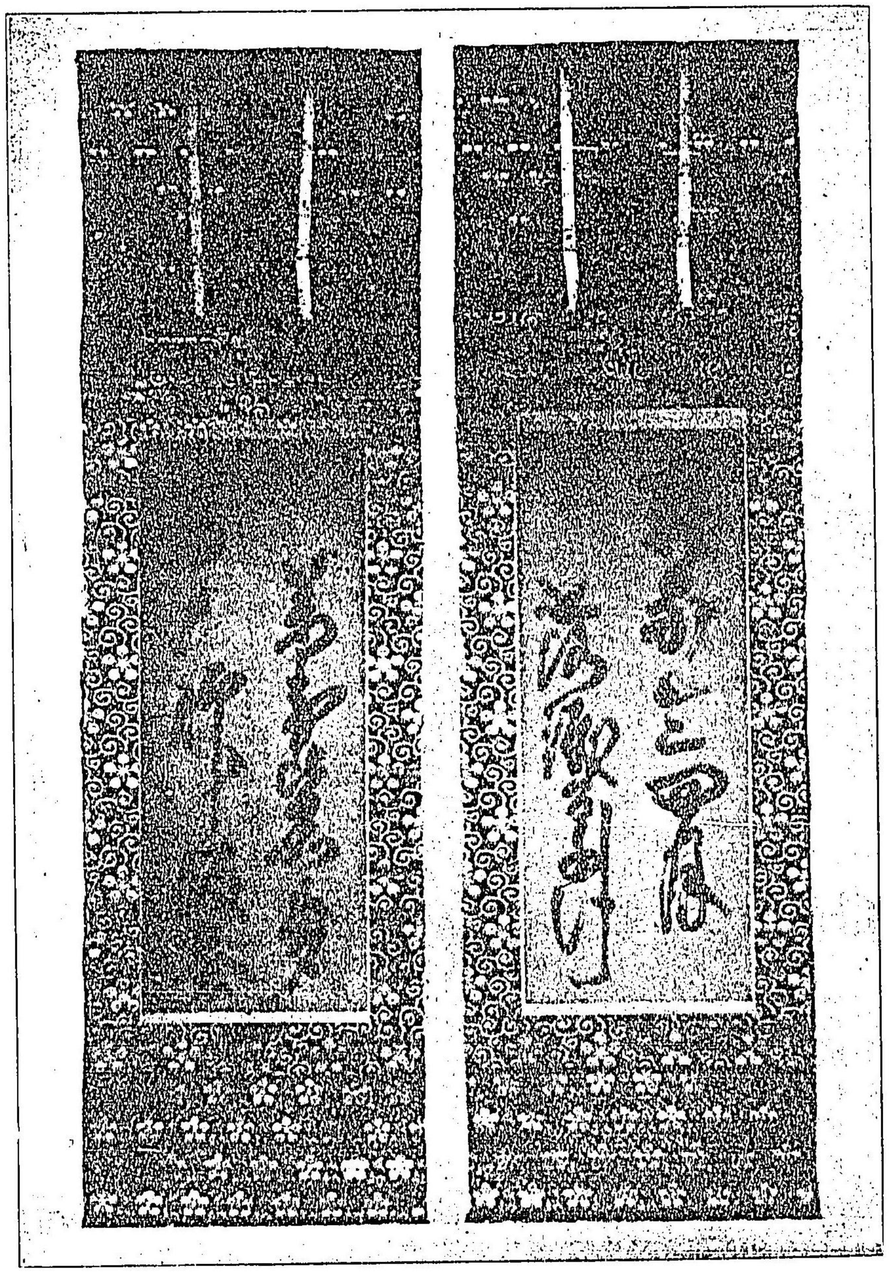

天國ノ銘劔

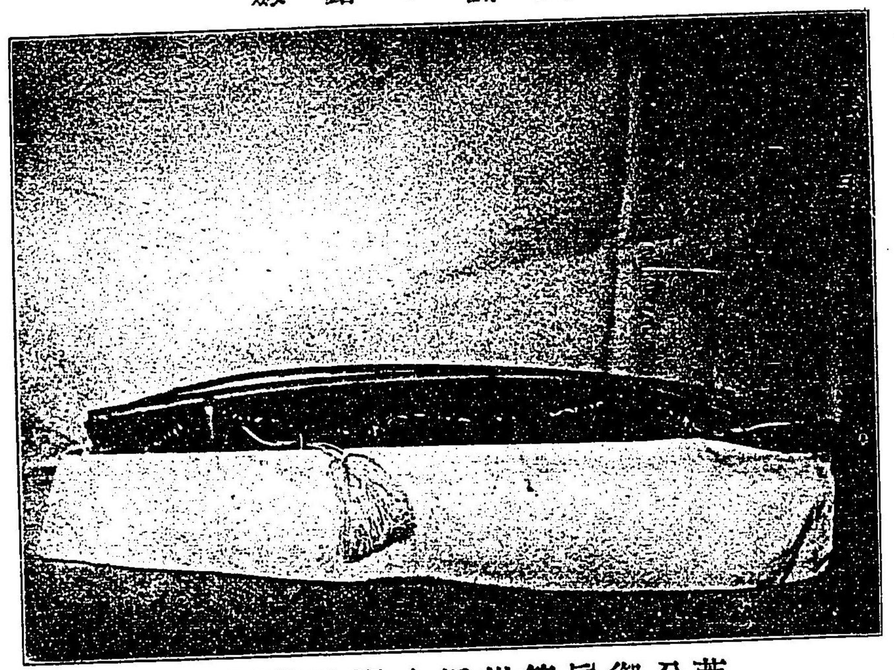

菅公御眞筆紺紙金泥法華經八卷

菅廟寶劍

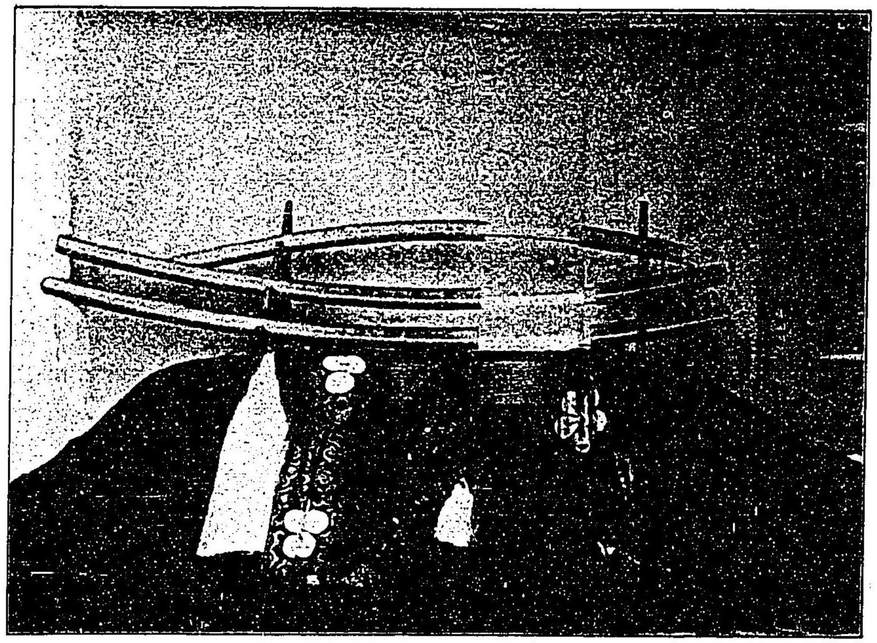

青江俊次　青江貞次　延壽國房ノ銘刀

平包　近宗冶鍛小條三　平行

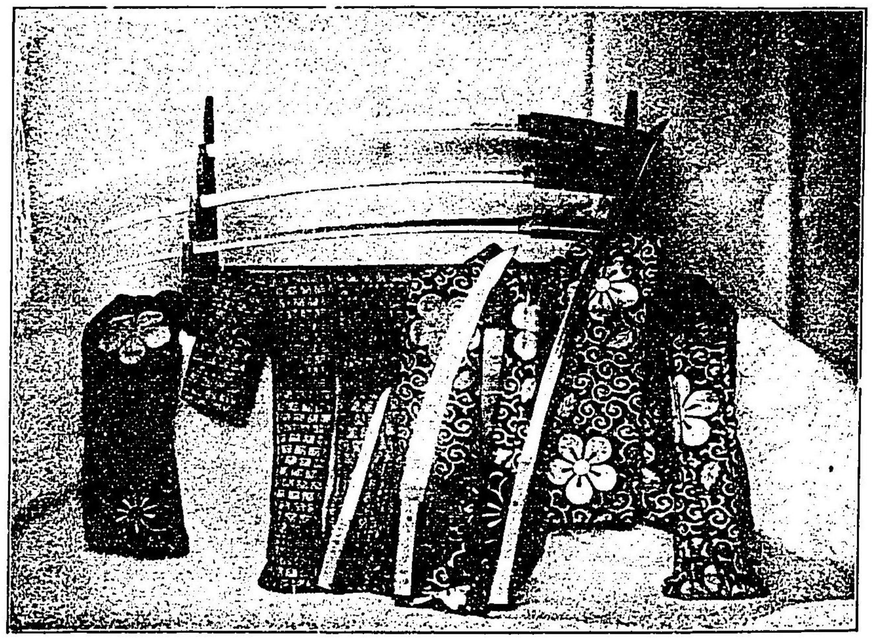

正村　宗正　國信

雪湖ノ梅

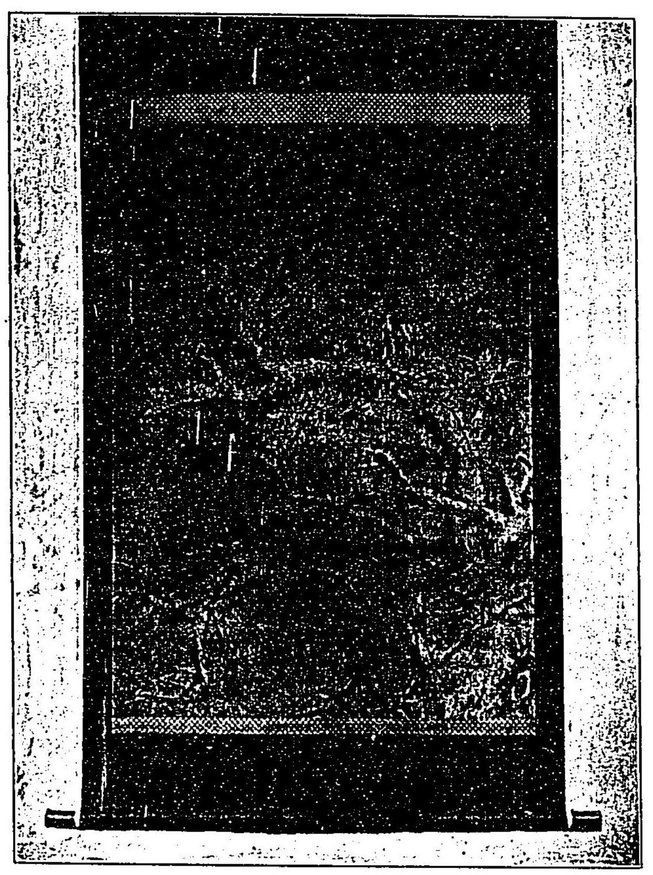

フ云トフ匂ヲ香ノ梅ニ候時ノ花梅

子顏　子孔　子閔

像ノ聖三シレラ來齎リヨ唐臣大備吉

菅公會新設ノ文書館

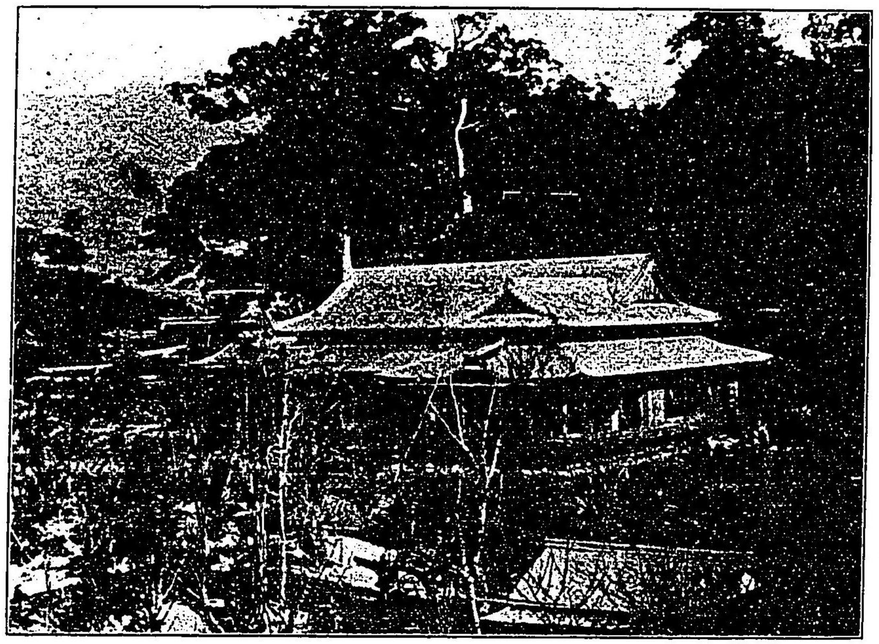

菅廟御神園ノ梅林

菅廟心池中ノ橋ヨリ本社ヲ見ル景

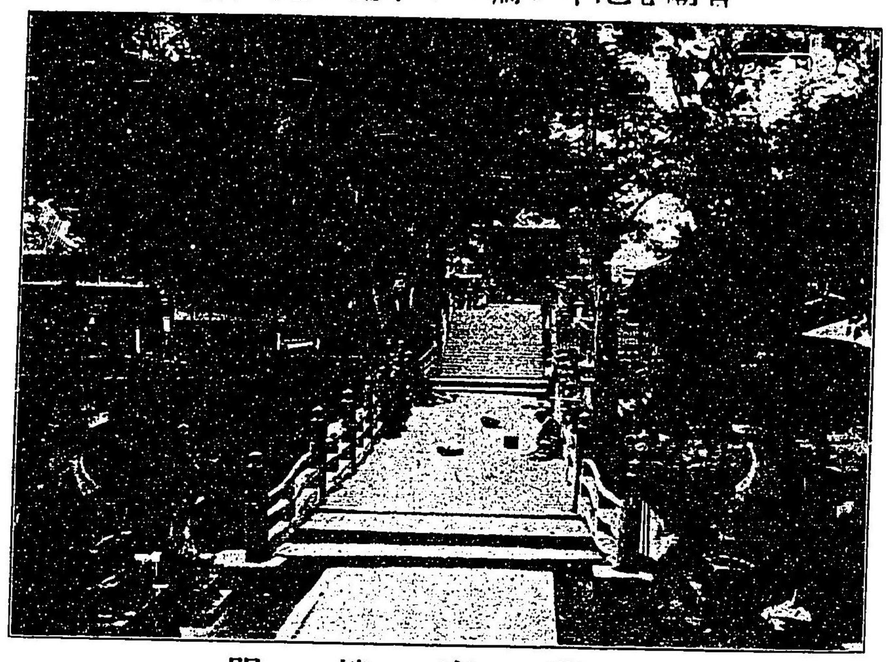

菅廟　樓門

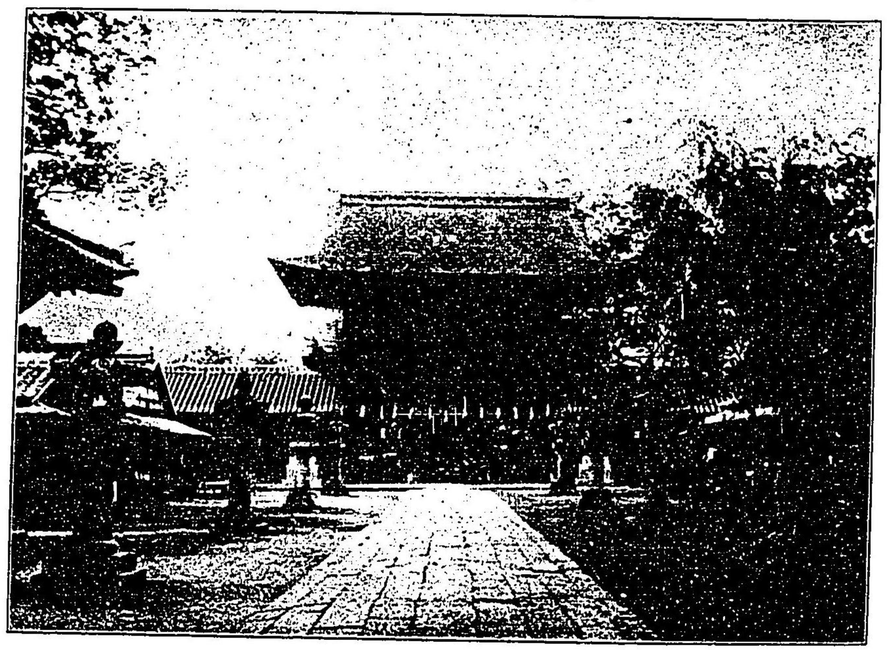

菅廟御神殿

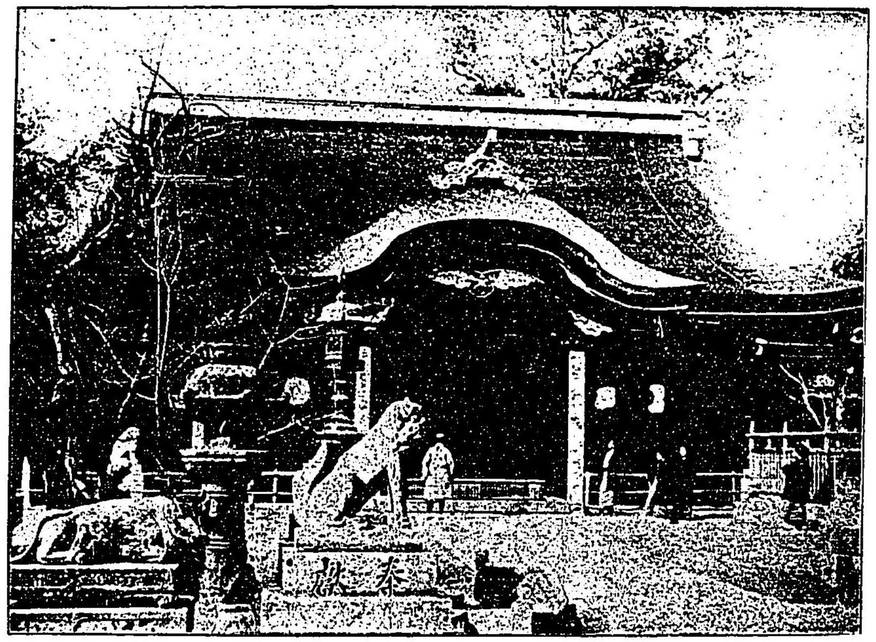

御神前樓門ノ内

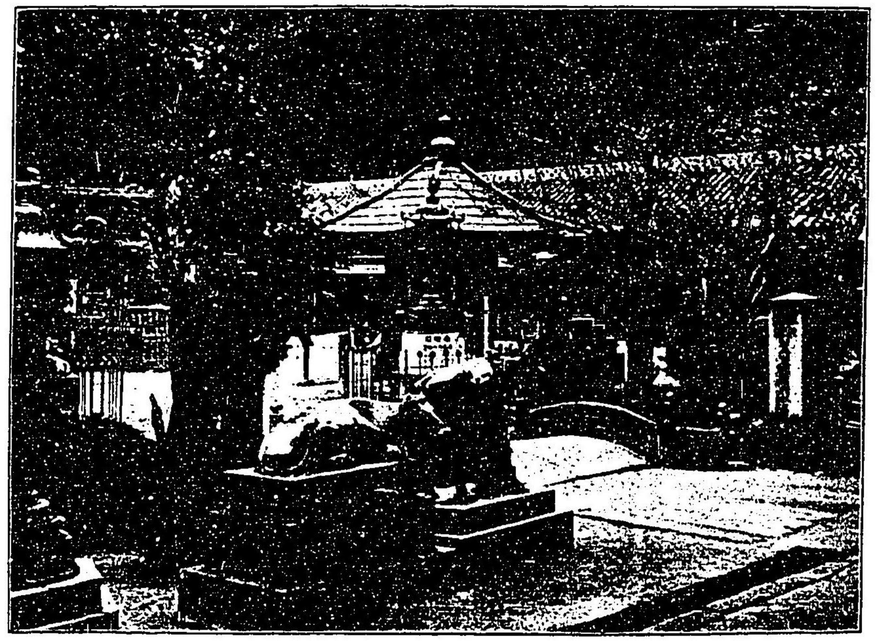

菅公事蹟序

余曩きに菅公小傳を著はし、菅公の事蹟及び菅公に關する評論等を叙述せり、然るに本年本月菅公の一千年祭を擧行せんとするに當り、菅公の人物を知らんと欲するもの、蓋し上下を通じて、多々之れあるべく、必ずしも學術的趣味を有する者に限ちざるべきなり、菅公小傳は此際恰も、其需用に應ずべき適當の書なりと雖も、普通の購讀者には、尚ほ稍高尚に失するの恐れあり是を以て頃ろ更に

菅公の事蹟及び菅公に關する評論等を口授し、人をして之れを筆記せしめ、輯めて一卷の書となし、乃ち「菅公事蹟」と目づけ、國文社をして之れを世に公にせしむ、此書、菅公小傳と並び行はれて、相互に補充する所あるべきなり、世の學術的趣味を有するものは、菅公小傳によりて菅公の人物を知るべく普通の購讀者は此書によりて菅公人物の一般を窺へば、足れりとなす、菅公は無筆の政治家とは大に異なるものあり、何ぞや、天地をも動かすべき

感情的の詩を作りて、其胸中を後人に語られたり、後人千歳の下にありて其詩を讀み、無限の感慨を催さゞるはなし、其無限の感慨を催すに當りては、彼た千歳の隔りあるを知らず、而して菅公痛哭の聲、我耳に聞え、菅公痛哭の情我心を經來たるを覺ゆるなり、此れに由りて之れを觀れば、假令ひ別に何等の長處なしとするも、菅公は單に詩人として十分の成功あるものなり、況や政治家として技倆なきにあらざるをや、況や教育家の鼻祖なるをや、

況や重厚の態度ありし賢者なるをや、菅公の千歳に廟食せらるゝもの、豈に其因由なしとせんや、書成るに及んで偶〻感ずる所を述べて以て序となす、

明治三十五年三月一日　井上哲次郎識

菅公事蹟

第一章　序論

文學博士　井上哲次郎述

我日本の古代の人物を擧げて考へて見まするに、なか〳〵有力な人も乏しくないのでありますが、其中でも殊に聖德太子、傳敎、弘法、下つて法然、親鸞、日蓮などゝ云ふ人々は實に精神界の偉人でありまして、此れ等の偉人と並立つて恥ずざる人は菅公であります、菅公は王朝時代に於ては儒敎を代表して傑出せられた人であります、其頃菅公の右に出づる者は無かつたのであります、德川時代に至りましては、儒者として傑出した人物が隨分ありますけれども、それより以前に遡りまするとと儒者として眞に傑出した人は誠に乏しいのでありまして、タツタ一人ほかありませぬ、それが卽ち菅公であります、素より能く詩を作つた人であるとか、又巧みに文章を書いた人であるとか云ふやうな者は折々出て居りますけれども、有らゆる方面に於て儒敎を代表したる人物としては菅公の如きはありませぬ、其上菅公は誠に俠

點の少ない有德の君子の態度があつたのであります、それで菅公の人物は儒教の歷史に永く痕迹を留むるに足ることは疑ひありませぬ、且つ菅公が不幸にも奇禍を買つて西海に歿せられた其事變と云ふものは、なか〳〵尋常ならざることであつて、菅公の人物をして益々偉大ならしめた有樣があります、此點から見ましても菅公の事蹟は後々の學者が十分に研究すべき價値があると思はれます。

抑々吾々人類が世に處するに當りましては、いろ〳〵其職業を異にして居るのでありますけれども、職業の異同に拘ちず、等しく人間として其品位を高尙にし進化發展せんければならぬと云ふことは是は當然のことであります、所が其目的を達せんには理想を實現するに若くはないのです、デありますからして理想と云ふものを先づ作らんければならぬ、理想は如何にして作られるでありませうか、理想を作るには先づ是まで世の中に傑出して顯はれた所の人物の長所を集め、打つて一丸となして比較的完全なる人物を想像して、一日も早く其樣な人物に爲らんければならぬと企圖するのが、是は理想を實現するに甚だ都合の好い仕方であります、所がさう云ふ人物の一人として、菅公は必ず擧げんければならぬと思ひます、若し

我國の人傑中より菅公の如き人を除去りましたならば、理想を作るに適したる人物が缺に鮮ないのでありませう、菅公と雖も固より毛を吹て疵を求めますれば多少の缺點と思はれることがないではありませぬけれども、人間と云ふ者は誰か少しの缺點のない者がありませうか、少しも缺點のない完全無缺の人物と云ふものは實際は殆ど無いと見んければなりませぬ、唯缺點の甚だ少なくして、さうして種種なる點に於て普通の人より遙かに秀でた所があれば無論それを人傑と見んければなりませぬ、菅公の如き卽ち其一人であります、此に於て菅公の事蹟は十分研究する値があるのです、殊に今日菅公の一千年祭に當るに付きましては、誰しも菅公の人物に付て多少の考を生ずるに相違ありませぬ、然しながら唯菅公の一千年祭に遭遇して其遺德を景仰すると云ふだけでは決して其法を得たるものではありませぬ、必ず菅公の事蹟を研究して菅公の如何なる點に於て傑出せられてあるかを明かにすることを要するのであります、乃ち聊か菅公の事蹟の概略を述べまして、併せて又菅公の人物に關する評論をも附加へやうと思ふのであります。

併し尙ほ此序論の中に於て申述べたいことは、菅公の流されたのは太宰府であり

まして、其遺骨を葬つてあります、のは即ち太宰府の安樂寺であります、所がそれは今より丁度一千年前のことでありまして、太宰府の町はそれより又古いのであります、菅公が太宰府に來られました時に、既に太宰府の町がありましたので、固より今日の太宰府より遙かに小さくして誠に一の村落の如きものでありましたらうが、兎に角菅公より以前に存して居りました、其時に太宰府に六座と申しまして、六軒の商賈の取締の如き者がありました、其六軒と申しますのは、米屋であるとか、鍋屋であるとか、紺屋であるとか、さう云ふ商賈がありまして、紺屋は總て其附近の紺屋の頭であつてそれを取締つたのであります、米屋は米屋を取締り、鍋屋は鍋屋を取締ると云ふやうに、其附近の商賈の頭として六座が有つたのであります、太宰府には勿論都府樓があつて、九州の都の地位を占めて居つたのでありますから、自然太宰府に商賈の取締頭の如き者があつたのであります、其紺屋は私の先祖でありまして、舊の姓は船塚と云つたのであります、後にはどう云ふ譯か船越と更へて居ります、それで私の家はなか〳〵古いので、即ち其六座の一つの紺屋が祖先であります、今に非常な古い面があります、是は此六座の面で、六座の者が其面を被つて

太宰府の祇園の社で能をしたものであらうと思はれる、祇園の社は太宰府の菅公以前のものであるです、さう云ふ譯で、私も太宰府に生れ太宰府に成長した所からして、自然菅公のことは朝に夕に聞傳へて居つて、一方ならぬ間接の感化を受けて居るのでありますそれで太宰府と云ふ所は右の如く菅公以前に在つたのでありますから、千年以上の歴史を有して居る町であります、而して古來太宰府に往來したる者の中なか〳〵名僧碩學が少なくない、例へば吉備大臣であるとか傳敎大師であるとか、大江匡房であるとか、其他有名な人々の往來しました所であります、併ながら、太宰府出身の者にして深く菅公の遺蹟等を研究して書き著はした者は曾て無いのであります、つまり菅公歿後一千年を經るまでも菅公に付て是ぞと云ふ著述をしなかつたのであります、所が恰も菅公の一千年祭に當りまして、不肖ながら私の如き者が菅公の事蹟に付て聊か研究を遂げ著はす所があると云ふのは眞に自ら名譽とする所であります、兎に角菅公の遺蹟に關しては少なからざる自然の關係を有して居る所からして、遂に此書を作ることになりました、疎きに菅公小傳と題して菅公の事蹟を述べましたがそれは寧ろ學術界に向けたものであります

すから、世人一般には稍々高尚に失する恐れがありますからして、更に平易に菅公の事蹟を述べて世人一般に知らしめやうと思ふのであります。

第二章　菅公の先祖

今日では遺傳と云ふことが段々明かになつて、大抵人傑と云ふものは其祖先に多少優れた人があるのが通例でありまして、嚴密に言ひましたならば或は例外はないのでありませう、菅公の祖先も決して平凡の人ではないなかく優れたる人物であつたのであつて、遺傳の法則に適つて居ると言はなければなりませぬ、菅公の祖先は誰も知つて居りまする通り野見宿禰であります、野見宿禰は天穗日命十四代目の子孫と云ふことでありますが、何分神代のことは普通の歴史と同一視することは出來ませぬから、それはどれ程まで確かであるか分りませぬのであります、然し野見宿禰より以後のことは是は確かと言はなければなりませぬ。

野見宿禰は今より千九百二十餘年前、即ち垂仁天皇の七年に當りまして、出雲の國より朝廷の召に應じて出で來つた人で大和國の當麻蹶速と云ふ者と御前に於て

相撲を試みた人でありますが、蹶速の腰を蹈み碎いて即坐に死せしめたのであります、此に於て天皇は蹶速の土地を奪うて之を野見宿禰に賜はりました、是れ我國に於ける角觝の坤輿でありまして、世人の能く知つて居る所であります、さう云ふことからして今日でも菅公會寄附の爲に大相撲などをやることが往々にして有るのであります、菅公の祖先に野見宿禰と云ふやうな腕力の勝れた人のあつたと云ふは誠に面白いことで、又此野見宿禰と云ふ人は唯腕力のみに於て勝れて居つたと云ふばかりではない、此人は土人形を造つて當時の殉死に替へたのであります、殉死とは其頃までも天皇崩御の際には多くの供人が生ながら墓場に埋められたのでありまして、それを殉死と云ひます、誠に無慘なることであつたのであります、それはなかく無慘であるからして、土人形を生きた人間の代りに埋めることを此人が創めたので、眞に世の中の爲に有益なることをした人であります、後ち光仁天皇の時に至りまして野見宿禰の子孫に菅原古人と云ふ人がありましたが、是は即ち菅公の曾祖父であります。

此の古人と云ふのがなかくの人で、人物賤しくなかつたのであります、桓武天皇

の即位以前の侍讀であります、其後には大學頭になり、文章博士を兼ね赫々として當時に名のあつた人であります、然し此人は何分貧乏で十分に自分の子供を教養することが難かつたのであります、朝廷が殊に彼の子孫に衣食を給して學業を務めしめたと云ふことであります、古人には子供が四人ありましたが、其末子が清公と云ふ人で、それが菅公の祖父であります。

清公は未だ年の若い時に經史に渉り、長じて博學多識で延曆二十三年には此人が遣唐使となつて入唐しました、其時には傳教大師なども清公に附いて支那に參りました清公は其翌年歸朝しまして官位も段々高くなり遂に大學頭となり文章博士を兼ねました、さうして嵯峨、淳和、仁明、三朝に事へまして、其の侍讀となりました、此人は詩文にも長けて居りまして、又教育上にも功勞のあつた人であります、熟々清公の事蹟を考へて見まするに、當時の學者としては一時名が高かつたのである、又佛教が好きで、儒教佛教は倶に根底に於て相違はぬと云ふことを看破した人でありました。

清公の子が即ち是善で、之れ菅相公と云ふ、即ち菅公の父であります、是善は頗る早

熟の人で、まだ歳が十一である時に宮中に於て天皇の御前に出て書物を讀んだり又詩を作つたりした人でありまして、成長しまして後に文章博士となり、大學頭となつて、名望頗る高かつたのであります、此人も亦佛教を崇び殊に金光明經と法華經とを講究しまして、歿する一年前に當り菅公に遺言して法華經を誦讀することを勸めたのであります、是善が斯樣に菅公に遺言しましたことに就ては、抑一理由のあることであります、元慶元年に菅公は初めて文章博士となられましたが、考へて見ますれば曾祖父の古人より引續いて丁度四代目の博士になります、四代も引續いて博士と爲ると云ふは誠に類例の尠ないことで、菅家一門の榮華と謂はなければなりませぬ、けれども一門の榮華が多ければ多い程、將來のことが氣遣はしいのであります、それに是善は元來子供が三人ありましたけれども、他は皆歿くなりまして、菅公が一人生存して居られたので、實に菅公は一人の男子であります、菅家の將來の運命はタツタ一人の菅公の身の上に繫つて存して居るのであります、是善は其歿する時に當りまして、深く將來のことを氣遣つたのであります、菅公が孤獨の身を以て菅家の運命を持續されると云ふことは、眞に一髮の千鈞を繫ぐが如く

に感せられたものであると思はれる、菅公が文章博士となられました丁度其年に家屋を建築しまして、それが出來上りました時に、祝賀に來ました者がなか〳〵多かつたのであります、父の是善は深く其時に感ずる所がありました感じて驚かれました、それは決して盛であると云ふことを悅んで驚かれた譯合ではなくして、寧ろ菅公の全く單獨の身にして菅家を繼續さるゝ、其有樣の餘程危く見えたからのことであります、所が其後三年程經ちまして是善は歿くなられ、菅家の後繼としては單り菅公が生存せられまして、當時の困難なる社會を經て行かなければならぬことになりました、當時の社會はなか〳〵嫉妬猜忌を以て滿たされて居りましたので、決して人情が溫和であつたと云ふ譯合ではない、それに菅公の才が一方ならず勝れて居りました爲に、愈〻以て危險な事が多くなつて來たのであります、デ是善が歿する前に大に菅公の身の上を氣遣はれたと云ふことは、啻に想像のみでなくして、菅公が次第に才學を以て世に現はれて來られるに付て事實となつて來ることになりました、それは正邪の爭から起りました一大悲劇であつて、永く後世の人の同情を惹く所であります。

第三章　菅公の事蹟

其一

菅公と申しまするは實は尊稱で、眞の名は菅原道眞でありまして、字は三と云ひました、支那では字は通例二字でありますが、王朝時代の風俗と見えて一字の字を附けることが往々でございました、それで菅公の字も三と單に云つたのであります、菅公の小名は阿呼と云ひましたのでありますが、又後世からは菅丞相とも云ふです、菅公を菅相公と云ふのは間違でありまして、菅相公は是善のことで、菅公を菅相公と云つた例は無いやうであります、菅公の父が是善であると云ふことは既に前に言ひましたが、母は大伴氏であります、菅公は仁明天皇承和十二年(西曆紀元八百四十五年)六月二十五日に京都の菅原院に生れました、此菅原院と云ふは今の烏丸下立賣下所にあります、今では一の廟があります、菅公の誕生は丁度白樂天が歿くなつた時より一年前であります、全く同年ではありませぬけれども殆ど同年のことである所からして、梅城錄に「唯恐前身是樂天」と云ふてあります、是は梅城錄の中の句であつて菅公の作ではありませぬ、既に前にも言ひましたやうに、菅公は元と二

人の兄弟がありましたけれども、他は皆疾くに歿くなられまして菅公が一人生存されましたのであります、それで菅公は所謂一人息子でありまして、なか〳〵父母の寵愛一方ならぬ有樣でありました。

菅公は聰明な人であつて、神童とも謂ふべき性質を具へて居られましたのに、特に家庭教育を受けて愈々尋凡でない徵候を現はされました、素より初めは是善の教育を受けられましたのでありますが、父の是善は特に文章生の島田忠臣を菅公の師として教育を托さるゝことゝしましたが、菅公は島田忠臣の門弟子中に於て第一の地位を占められました、演劇に寺小屋などを演じますが、定めて此時のことを想像して敷衍したものと思はれます、忠臣は當時の詩人でありまして、今に至つて田氏家集と云ふ書物が三卷群書類從の中に編入してあるので傳はつて居ります、島田忠臣のことを支那風にして田達音としてありますが、是れは當時の風俗で、往々日本風の姓名と稍〻似寄つた支那音に改めたのであります。

菅公が未だ十一歳でありました時に父の是善が島田忠臣に吩咐けて菅公に詩を作らしたのであります、時に菅公が「月夜觀梅花」と云ふ一首を作られました其詩は菅

家文草の劈頭第一に載せてあります

月耀如晴雪　梅花似照星
可憐金鏡轉　庭上玉房馨

是れが菅公の初めての作で、さうして決してさう拙くはない、それから十四歳の時に作られた詩もあり、十六歳の時に作られた詩もある、何れも菅家文草の中に載せてありますが、總て此等の詩と云ふものはなか〳〵青年の作とは思はれませぬ、又歌も餘程早くより作られたものと見えまして、彼の

梅の花紅の色にも似たるかな
阿呼がかほにもつくべかりける

と云ふ歌は或は菅公が五歳の時に作られたやうに言傳へて居りますが、それは能くは分りませぬが、兎に角幼少の時の作と思はれて、なか〳〵趣味少くありませぬ、菅公は幼少の時よりなか〳〵學問好で、詩歌文章に大に力を用ゐられました、或時には琴を彈くことを稽古されましたけれども、間もなく或は學問の妨になると云ふ考ですつかり廢めて仕舞はれました、それから又何時の間にか弓を射ることを

稽古されたものと見えます、菅家傳に斯う云ふことが見える

十二年の春少内記都良香の亭に至る門生弓射の戯に遇ふ良香入りて之を射るを試みせしむ二發二中良香之を恠んで曰く策を射て鵠に中るの徴なり

菅公が都良香の所に往つて弓を彎かれたことは段々菅公の傳を書いたものに見えますが、一々夫等のことは信ぜられないと思うて居りましたが、菅家傳と云ふ確かな書に見えて居りますからして、此事は事實に相違ありませぬ。

菅公は十八歳にして文章生となられ、二十三歳にして文章得業生となられ、二十六歳にして對策及第せられましたのであります、所が其對策及第の時菅公を試驗しました試驗官は當時に名高い文學者の文章博士都良香であります、其時の問題は「氏族ヲ明ニス」と云ふのと「地震ヲ辯ズ」と云ふの二つであります、菅公が之に答へられました文章が、二篇程菅家文草中に載せてあります、なか〳〵其文章は典雅でありまして、菅公の文才が思ひやられるのであります、菅公の母親さんは大伴氏でありまして、此お方が歌を作つて大に菅公を奬勵されたことがあります、其歌は

久方の月のかつらをもるばかり

家の風をも吹かせてしかな

即ち菅公の名聲を擧げよと言はぬばかりで、菅公は大に此歌のために勵まされたであらうと思はれます、菅公が對策及第してより後はズン〳〵と昇進されました、即ち玄蕃助となり、それから少内記となり、それから兵部少輔と爲られ、さうして間もなく民部少輔に遷り、それから又式部少輔と爲られ、元慶元年になりましては文章博士を兼ねて官位も段々高く名聲も大に揚つて來ましたが、其時菅公は三十三歳であります、所が菅公の母親さんの大伴氏は菅公が二十八歳の時に歿くなられましたので、それから菅公の父の是善は、菅公の三十歳の時に歿くなられました、それで三十六歳以後と云ふものは菅公は全く單獨の人であります。

所が此時に當りまして最も強大なる勢力を有して居りましたのは藤原氏の一家であります、縱令ひ菅公の人物が如何に秀でゝ居りましても全く單獨の人でありますからして、藤原氏の權勢に向つて抵抗するなどゝ云ふことは餘程困難の有樣でありました、然し菅公の名望と云ふものは日に月に揚つて來ました、所が丁度そ

れと同じ度合に世間の嫉妬猜疑と云ふものも強くなつて參りました菅公を誹謗する人がなか〳〵少なくなかつたのであります、甚だしきに至りましては匿名の詩を作つて藤納言を罵る者がありました、所が納言が其詩を菅公の作であらうと疑つたことがありまして、菅公は大に迷惑をされたことなどもあります、それで菅公は「有所思」と云ふ詩を作つて自らの不運を述べられたことなどもあります、其他色々菅公の身の上に取つては悲しむべきことがございます、而して菅公に同情を寄する者が割合に少なかつたと云ふことは誠に意外のことであります、唯島田忠臣と云ふ人ばかりは、其場合に當りましても深く菅公に同情を表して居りました、彼が菅公に贈りました詩に

傾蓋猶如骨肉親　交非深淺只因人
行前無限憐花去　別戀菅家一日春

斯う云ふ詩を作りました、と云ふものは實は島田忠臣は菅公の幼少の時の先生でもあり、後に至つては全く菅公の親戚となりました、其譯は菅公何歳の時であつたか其處は能く分りませぬが、菅公は此島田忠臣の娘を娶つて細君とされましたそれで菅家傳にも其事が見えて居りますので、菅公の奥方の名は島田宜來子と申します、島田忠臣の娘と思はれる。

元慶七年に至りまして渤海の大使裴頲と云ふ者が來朝しました、所が菅公が其大使に接する役を仰付けられまして、裴頲と色々詩を作つて贈答せられたことがあります、裴頲は大に菅公の文才に感服しまして「道真文筆似白樂天也」と云ふやうなことも言ふたことがあります、併ながら其時既に菅公の詩が甚はだ拙いと云ふやうなことを言つて菅公を誹る者などもありました、いろ〳〵菅公を誹る者があるからして菅公は深く之を厭はれまして、一度はそれが爲に出家しやうとさへ思立たれました、けれども幸にして事實がさうでないと云ふことが明かになつた爲に、出家のことは思ひ留まられることゝなりました。

仁和二年に菅公年四十二歳でありましたが、此時讃岐守に任せられました、其頃は何々守に任せらるゝと云ふことはあつても必ずしも其處に行かなければならぬと云ふ程のことはなくして、名ばかりのことが多うございましたが菅公は名ばかりでなくして實際讃岐に赴かれました、所が讃岐の南條郡瀧宮の邑に行かれまし

て、其處の官府に行つて居られました、菅公は元來京都に居られまして餘り旅行などはなされたことはないのでありますが、遠方に赴かれたと云ふことは此讃岐國に行かれましたのが初めてゞあります、今日でありますれば京都から讃岐に行くなどゝ云ふことは何でもないことでありますが、當時の狀況と致しますれば決してさう云ふ譯ではなくして、旅行が不便である爲になか〳〵遠方に行く思ひがあつたものと察せられます、誠に天外の孤客となると云ふやうな有樣でありました、それで菅公が讃岐に出發されます其砌りに、宮中の御宴に參られました時に、其時の相國藤原基經が菅公に向つて「明朝風景屬何人」と云ふ一句を吟じて菅公に又それを吟せしめました所が菅公は之を吟じやうとして吟ずることが出來ず、深く感ずる所があつて僅かに一聲を發して後は涙が流れて吟ずることが出來ませぬので御宴の終りました後に家に歸られましたが、何分夜徹し寢られませぬので殆ど病氣の如くに苦まれましたのであります、何故菅公が讃岐に赴かれるのを左樣に苦にせられましたかと云ふことを考へて見まするに、是は其理由のあることで、全く菅公が讃岐に赴かれますと云ふことは菅公の身に取つては左遷同樣でありま

すどうも菅公を嫉む者があつて菅公を遠國に追放したと云ふ有樣が見える、デ誰が抑と菅公を追放したであらうかと云へば勿論藤原家であります、そこで菅公は深く之を苦にせられました、只遠國に赴くと云ふことばかりではなく、其遠國に赴くと云ふことは左遷同樣であると云ふことを苦にせられたのであります、菅公が讃岐に赴かれましたのは大約三年間の事でありますが、其間一度京都に歸られましたことがありますが、然しそれは誠に僅かの間のことで幾許もなくして復た讃岐に赴かれました、寛平二年に至つて漸く滯在の日限も終り歸京されました、其時が菅公の年四十六であります、菅公が讃岐に居られました時に隨分澤山詩を作られましたそれが丁度二卷程あります、菅家文草の中に收めてあります、其時菅公の作られました詩を讀んで見まするに、なか〳〵悲しい詩が多うございます、それまでは左程ではありませぬでしたが、其時の詩と云ふものは誠に人世の果ないことを歎する句調が多うございまして、詩人としての境遇は一層進んだと見なければならぬ、讃岐に居られました時の政治上の技倆と云ふものは左程見えないのでありますけれども、然し同地の人民は深く菅公に歸服したと云ふ痕跡は十分あります、

後世に至つても矢張り菅公を追慕するの風俗は絶えないのであります。

寛平三年に菅公は京都に居られまして暫くの間は閑散の身でありました、其翌年二月に至りまして藏人頭に任ぜられました、表を奉つて之を辭しようとせられましたけれどもどうも辭することが出來ませぬでありました、同じく三月に至りまして又式部少輔を兼任せられ、四月に至つては左中辨を兼ねられると云ふやうなことで、ズン〳〵と昇進せられることになりました、さうして又此頃天皇の侍讀ともなられました、其の天皇と云ふは卽ち宇多帝のことでありますが、帝は大に菅公を信任せられました、宇多帝が左樣に菅公を信任せられましたからして菅公も大に其志を得られましたのであります、誠に宇多帝と菅公との間は水魚の交と言はなければならぬ、寛平四年に至りまして菅公は類聚國史と云ふ大部の歷史を編纂して之を宇多帝に奉られました、是は勿論勅命を奉じて編輯された所の國史であります、此國史は全部今日に傳はつて居りませぬので、其殘缺が殘つて居ります、若し全部がありますれば凡そ二百五卷もあるものでありまして、なか〳〵菅公一代の大著述であります、然しそれは今申したやうに傳はりませぬので、今日傳はつて

居ります所の殘缺の板本は五十三卷程あります、菅公が箇樣に大部の著述をせられたる所を見ますれば誠に其學才の豐富であつたと云ふことは想見されます。

寛平五年に至りましては菅公は更に進んで參議となり、それから式部權大輔となられ、又轉じて左大辨と爲られました、又間もなく勘解由長官となられ、春宮亮を兼ねられました、此歲に菅公古歌三百首を撰び出して、其歌を詩に飜譯して之を上下二卷とし、新撰萬葉集と題して宇多帝に奉られました、此書は今に傳はつて居りまして、群書類從の中に編入してあります、勿論單行本も世に行はれて居ります。

寛平六年に菅公は遣唐大使に任ぜられまして、紀長谷雄が其副使となりました、然しながらとう〳〵入唐せられませぬでありました、それと云ふは丁度支那が其時唐の末に當りまして、戰亂止むことなく漸く革命の起らうと云ふ有樣があつた所から、菅公自ら上書して遣唐使を御廢しになることを歎願されました、それが爲に遣唐使のことは廢せられまして、其後殆ど全く遣唐使のことはないやうな有樣になりました、若し菅公が入唐して居られましたならば、其文章と云ひ、其詩と云ひ、今一層の進歩があつたらうと思はれますが、とう〳〵入唐せられなかつたと云ふて

とは眞に遺憾に思はれます。

寛平七年となりましては菅公の年が五十一でありました、此時中納言となられ、又春宮の權太夫を兼ねられました、春宮は卽ち皇太子のことでありまして、其時の皇太子と云ふのは敦仁親王でありました、此親王は後に醍醐天皇となられた御方であります、此歳の暮春二十六日に菅公東宮の所に居られましたが、東宮が菅公の才筆を試す爲に一時間に十首の詩を作れと云ふことを命せられました、所が菅公は忽ち十首の詩を作られました、其時の一時間と云ふは今の二時間のことでありますが、菅公が十首の詩を作られましたのは今の一時間の間に出來たのであります、菅公の詩才が敏捷であつたことは今から想見されます、其後又東宮の所に居られました時に、東宮が二十の題を給はられましたを、それを又卽座に作るやうにと仰せられました所が菅公は復た忽ちに二十首を作られました、それは悉く五言律詩でありますそれで菅公の詩才の尋常でなかつたことは分ります。

寛平九年に至りましては菅公は權大納言に任せられましたが、又それに右近衛大將を兼ねられました、尙ほ中宮權太夫を兼ねられました、此時宇多帝は年僅かに三

十一でありました、所が其時既に出家の御志がありましたからして菅公と御相談がありました、そうして遂に位を皇太子敦仁親王に讓られました、そこで敦仁親王が卽位されましたが、それが卽ち醍醐天皇であります、醍醐天皇が卽位の時には年僅かに十三でありました、誠に若くして天皇になられた御方であります、餘り醍醐天皇の御年が若いのでありますからして、菅公と藤原時平と、此二人が天皇を補佐するやうに宇多帝が定められまして、實は總て重大の書類は宇多帝が御覽になることになりました、さう云ふ譯で別に關白と云ふことはなかつたのであります、醍醐天皇が餘り年が御若いのでありますからして、宇多帝が訓誡の書を天皇に授けられました、それが所謂寛平遺誡と稱するものであります、宇多帝が左樣に色々計畫を爲されまして自らは薙髮して入道せられました、仁和寺の御室に住はれることになりました、之を法皇と申します、法皇と云ふは宇多帝より始るのであります、宇多帝が何故に左樣に早く入道されましたかと云ふに、別に理由と云ふものはありませぬが、幼少の時より餘程出家の御素志がありましたので、それで早く位を太子に讓り、仁和寺に引籠られました譯合であります。

醍醐天皇昌泰元年に菅公は民部卿を兼ねられまして、又右大臣となられました、時に年五十五であります、此時菅公の威望と云ふものは實に一代に高くして、其榮華と云ふものは實に此に至つて極まれりと云ふ有樣でありました、菅公も素より位人臣の榮を極めました以上は、如何なる不測の禍を招くかも分らぬと云ふことは十分に自覺して居られましたので、二度表を奉つて右大臣の地位を辭することを申されました、併しそれはとう〳〵御許しがないので、再び表を奉つて右大將の地位を辭することを申されましたけれども、是も矢張り御許しになりませぬでありますそこで止むことを得ず其位地に留まられることになりました、それもなか〳〵意味のあることのやうであります、當時藤原家が權勢を握つて居たに付きましては、之に對して頗る計畫する所があつたやうに思はれます、其計畫する所と云ふのは外ではありませぬ、藤原氏の權勢を殺ぎたいと云ふことであります。

昌泰三年の正月天皇が朱雀院に行幸あらせられまして、法皇と御相談ありました、菅公を關白となさうと云ふ御計畫がありましたが、菅公は固く之を御辭退になりまして、とう〳〵此事だけは成就しませぬでありました、然し何分さう云ふことが

一度ありました所からして、自然藤原時平が之を聞傳へまして、甚だ快くないことに思ひまして、遂に菅公の身に取つて不測の禍を生ずることに立至りました。

昌泰三年八月に至りまして菅公は家集二十八卷を献せられました、其家集と云ふのは凡そ三部より成立つて居りますので、第一は菅家集六卷、是は菅公の祖父清公の文集であります、第二は菅相公集十卷、それが父の是善の文集であります、第三は菅家文草十二卷、それが菅公自身の文集であります、此三部の文集を集めて二十八卷となして之を當時の天皇に献上せられたのであります、所が天皇斜ならず感激遊ばされて大に之を稱賛したる詩を給はられました、其詩は斯う云ふ詩であります、

門風自古是儒林　今日文華皆盡金
唯詠一聯知氣味　況連三代飽清吟
琢磨寒玉聲々麗　裁制餘霞句々侵
更有菅家勝白樣　從茲抛却匣塵深

さうして其割註に、平生所愛白氏文集七十卷是也、今以菅家不復開帙、此意味は今ま

で白氏文集を愛讀して居つたけれども、今は菅家集が手に入つたからして、是からは菅家集ばかり讀んで白氏文集の方はモウ讀まないであらう、斯う云ふ御趣意であります、デ此詩は天皇自ら御作りになつたものと思はれます、當時の天皇はなかなか詩才が尋常でなかつたのであります、御若い天皇ではあらましたけれども、なかなかの人物でありました、天皇から右樺の詩を給はられましたのでありますから、菅家に取つては非常な榮譽であるだけ藤原氏の嫉妬猜忌を起しました、單り藤原氏の嫉妬猜忌ばかりではありませぬ、當時の文學社會の嫉妬猜忌も合せて惹起したのであります、其中で最も菅公の榮譽を嫌ひましたのは勿論菅公と並立つて居りました左大臣藤原時平であります、菅公の名聲が揚れば揚る程菅公を憎みまして、何とかして之を陷れやうと云ふ考になりました、是は小人の常であります、藤原氏は大職冠鎌足公以來なか〳〵盛な家柄でありまして、顯要の職に居りました者は少くないので、殊に皇室と親戚の關係を有して居りまして、既に二百餘年以來名門華冑の最も勢力ある者となつて居ります、時平の父と云ふ者は卽ち基經でありまして、此基經は陽成光孝二朝に事へまして太政

大臣となり、續いて宇多帝の時は關白とまでなり、位人臣の榮を極めましたものであります、時平は斯の如く名望ある華族に生れましたのでありますからして、なか〳〵權勢を有して居りました、權勢を有して居りましたが時平の眼から見ますれば菅家が一番恐ろしかつたのであります、菅家は當時の學閥で、古人以來四代の學者で文章博士となり、長く文教の權を握つて居りました家族であります、名門華冑と云ふ所から云へば菅家は恐るゝに足りませぬが、其文教の權を握つて居ると云ふ點から云ひますればなか〳〵侮るべからざる勢力でありました、それで菅家が一番恐るべきものでありました、菅家とは言ふものゝ直接に恐るべきは菅公其人であります、菅公は此時五十六歲でありまして、學德共に備つて蔚然一大家を成して居られました、なか〳〵名望の歸する所であつたことは疑ひありませぬ、所が時平は年僅かに三十歲で、之を菅公に較ぶれば殆ど父と子の如き違ひがあります、只其官を問へば時平は左大臣で菅公は右大臣と云ふのでありますからして、時平の方が菅公よりは上に立つて居りましたが、上に立つては居りますが、人物の點に於ては迚も比較にならぬ、自分より下に居る者が人物の點に於て遙かに優れ、學德共に

及び難いと云ふことであります、嫉妬猜忌の念を起すと云ふことは是は小人の免れない所でありませう、所が時平は小人の標本であります、小人の標本とも看做すべき時平が爭で菅公に對して嫉妬猜忌の念を起さないで居られませうか、彼れ深く菅公を嫌ひ、如何なる手段に依つてか菅公を陷れやうと云ふ念を起しました、所が又小人には小人の黨派がありまして、源光であるとか、藤原定國であるとか、藤原菅根であるとか、翩々たる小人等が何れも菅公に對して反情を抱き、時平と結托していろ〳〵に奸計邪策を逞らし菅家を陷れやうと云ふ計畫をしました、デ此歲の九月九日卽ち登高の日に宮中に御宴がありましたが、其時菅公宮中に赴かれまして、「寒露凝」と云ふ題で詩を作られました、其翌朝又「秋思」と云ふ詩を作られまして、誠に悲しき趣意を述べられました、其詩は斯う云ふ詩であります、菅公の事蹟に關係がありますから擧げて置きます、

丞相度年幾樂思　今宵觸物自然悲
聲寒絡緯風吹處　葉落梧桐雨打時
君富春秋臣漸老　恩無涯岸報猶遲

不知此意何安慰　飽酒聽琴又詠詩

天皇叡感の餘りに、直ちに御衣を御脫ぎになりまして之を菅公に下されました、それが卽ち恩賜の御衣であります、誠に菅公の榮譽であります、デ菅公の詩を能く玩味して見まするに最早悲しむべき事變が其身に迫りつゝあると云ふことを豫想して述べられて居られます、時平を始め小人等が菅公を陷れやうと云ふ計畫をしつゝあると云ふことは、十分モウ知つて居られると云ふことは此詩で分ります、況して「君ハ春秋ニ富ミ臣漸ク老ユ」と云ふ一言の如きは最早醍醐帝に訴れやうと云ふ趣意が含蓄されて居ります、又「秋思詩篇獨斷腸」と云ふ詩の註を見るに「臣詩多述所憤」とある、して見れば秋思詩篇は十分胸中の不平を漏されたものと思はれる、誠に悲しむべき句調であります。

所が其時に又時平以外に菅公を妬み菅公を陷れやうと云ふ考を持つて居つた奇殆な人がありまして、それは三善清行であります、彼れ三善清行は當時文章の才があつて、文章博士ともなり隨分名望がありました、賴山陽などは深く三善清行を賞揚して居るやうであります、然しながら此人は甚だ人物の點に於て疑はしいのであ

ります、彼れ元と菅家の門人でありながら、後に菅家を離れて、菅公と少々仲が悪くしてとうも菅公を陷れやうと云ふ計畫があつたやうであります、時平が菅公を陷れやうと云ふ計畫をなしつゝある際に當りまして、之を大に助けたのは三善清行であります、彼は此年の十月に至り菅公に手紙を贈つて天道革命の運、君臣尊賤の期が近づいて居るなどゝ云ふことを述べて、菅公に急流勇退を勸告したことがあります、誠に其論と云ふものは荒誕無稽でありますが、歸する所は菅公に急流勇退を勸告するのにあるです、又其翌月即ち十一月に至りまして「革命議」と云ふものを醍醐帝に奉り、同じやうなことを述べて明年は天道革命の運に際して居ると云ふやうなことを述べて、其時年が僅か十六である所の幼少の天皇を嚇し付けて言ひますに、菅家が明年に至つて不屈なる所業に及び、干戈を動かして天皇を危くするではなからうかと云ふやうな怪しからぬことを述べて居るです、それで醍醐帝はとう〳〵一方に於ては時平の讒言に動かされ、一方に於ては三善清行の革命議と云ふものに依つて動かされ、遂に菅公の身に不測の禍を起すやうなことに立至つたのであります、願ふに時平と清行、兩者相援けて菅公を陷れたやうであります。

第四章　菅公の事蹟

其二

延喜元年八月二十五日に至りまして、菅公は俄に太宰權帥に任ぜられまして太宰府に左遷されることになりました、是は全く時平の讒言に因りて起りましたことであります其讒言と云ふはどう云ふことでありますかなれば、菅公は今陛下を廢し奉つて陛下の御弟齋世親王を立てゝ、己れ一人權勢を專にしやうと云ふ考でありますと斯ふ云ふことを申上げたのであります、齋世親王の妃は菅公の第三女でありました所からして、時平が菅公を讒言するに都合の好い口實を得たのであります、此時の天皇は即ち醍醐天皇でありましたが、其時は年僅かに十七でありました所からして聰明の天子ではありましたけれども、巧みなる時平の讒言を信じ給ひてつまり菅公を左遷せられることになりました、此時菅公は年五十七でありまして、學問、文章、德行、威望、悉く具はりまして優に一代を動かすの勢力を有して居られまして、誠に當時學界の重鎮と云ふ有樣でありました、それが斯樣に一朝小人の爲に陷れられて忽然悲しむべき境遇に沈まれましたと云ふことは眞に遺憾のこ

とであります、盛者必衰は世の常とは申すものゝ、菅公のことを追想しまするに感に感慨の至りに堪へませぬのであります。

此時に當りまして菅公の爲に有力なる味方でありましたのは法皇でありまして、それで菅公は左の如き歌を作つて法皇に贈られました、其歌に

ながれ行く我はみくずとなりぬとも
君しがらみとなりてとゞめよ

法皇が此歌を讀まれまして、深く菅公の境遇を悲み涙を流されましたと云ふとであります、所が其時の天皇は卽ち法皇の御子でありますからして、諫て之を止やうと云ふ御考で宮中に赴かれました、けれども菅公反對の者共が其事を推察しまして拒絶して入なかつたのでありますから、若し法皇が一度天皇に御會になりまして、御諫になりましたとでありましたならば、菅公左遷のとも或は一變したかも分ませぬけれども、惜いかな右樣な機會は遂に危機一髮の間に失はるゝことになりました。

菅公左遷の命を受けられましてより僅かに二日を經まして菅公の身に取つては一層悲むべきことが起りました、それは何でありますかなれば菅公は二十三人の

御子達がありまして、其中長男の高視は右少辨、次男の景行は式部大丞でありましたし、三男の景茂は藏人であり、四男の淳茂は文章得業生でありましたが、何れも諸國に左遷せられることになりました、卽ち高視は土佐に流され、景行は越後に、景茂は遠江に、淳茂は播磨に流されると云ふやうなことで、菅公の一家と云ふものは四分五裂となりました、是は菅公の身に取つて殆ど堪ふることの出來ない程無慚なる事蹟でありました。

菅公は左遷の命を受けられましてより僅か一週間の猶豫を得られたのみでありまして、二月の一二日の頃に至つて到頭住馴れて居られました宣風坊の紅梅殿を出られまして、庭前の梅花を顧みて斯う云ふ歌を詠せられました

東風ふかばにほひおこせよ梅の花
あるじなしとて春なわすれそ

さうして直に九州に向つて出發せられました、さうして其時奥方であるとか娘子であるとか云ふ方は多くは京都に御殘りになりまして、只小女と小男と二人程菅公に隨つて配所に赴かれました、而して菅公は河内國土師の里の道明寺に立寄ら

れました、道明寺は菅公の歴代の寺でありまして、此處には覺壽と申す者が住つて居られましたが、是が卽ち菅公の伯母に當られますので、此人に別を告げんが爲に其處に立寄られましたのであります、是よりして菅公は播磨の明石の驛を過ぎられました處が、驛長は痛く事變に感ずる所がありました、乃ち菅公が

驛長莫驚時變改　一榮一落是春秋

と云ふ一聯を作られました、是は名高い一聯でございます、それからして菅公は陸上を行かれましたでありませうか、又は船に乘つて行かれましたでありませうか、其邊は確かと分りませぬけれども、どうやら陸上を行かれたやうであります、と云ふは菅公が旅行中に作られた歌に斯う云ふのがあります

あまつ星道もやとりもありながら
空にうきてもおもほゆるかな

是は都を離れて漸く遠くなるに連れて心細く感じられた所を詠まれましたのであります、道もやとりもとある所から考へますればどうやら陸上のやうに思はれるです、又菅公が奥方に贈られた歌に斯うあります

君がすむ宿の梢をゆく〳〵も
かくるゝまでにかへりみしはや

位人臣の榮を極められた菅公の身にして、都を離れ奥方に訣れ、忽然として天涯淪落の身となられたと云ふのは誠に一夢の如き感があつたに相違ありませぬ、それで菅公は斯う云ふ詩を作られました

離家三四月　落涙百千行
萬事皆如夢　時々仰彼蒼

又當時の旅行と云ふものが今日のやうに便利ではなくして、なか〳〵暇取つたものと見えます、京都から歩いて行かれますには多くの時日を要したに相違ありませぬ、離家三四月とある所から見ますれば、隨分長い間掛つて行かれましたものと思はれます、又菅公の詩の句に

東行西行雲眇々
二月三月日遲々

と云ふ句があります所を見ますれば旅行がどんなに暇取つたかと云ふことが察

せられます。

菅公の官名は太宰權帥と云ひますのであります、けれども、其實は員外帥でありまして、只名ばかりの官名でありました、實際は何にも公務と云ふものはないのです、そこで俸給などゝ云ふものも決して十分ある譯ではない、それでありますからして菅公は太宰府に赴かれました後は、なか〳〵貧乏の有樣でありました菅公が太宰府に赴かれましても、太宰府の町の中に住はれましたのではなくして、市を離れますこと是より半里ばかりの所にあります淨妙院、卽ち俗に所謂榎木寺に御這入りになりまして、其處に住はれたのであります、別に是れと云ふ營護があるのでもありませぬけれども、十分自ら謹慎されまして一歩も門外に出られませぬのであります、其處から觀音寺を見ますると云ふと直ぐ側に見えるのであります、けれども ツイ觀音寺の境内までも行かれませぬのであります、運動などゝ云ふことも一向無くして、非常に不愉快なる殘餘の生命を送られたのであります。

菅公が榎木寺に入られましてより後は、一日も早く無實の罪の晴れて再び京都に歸ることの出來るやうにと希望して居られました、所がなか〳〵無實の罪が晴れ

ませぬので深く嘆かれましたことであります、其時菅公の歌に斯うあります、

海ならずたゞよう水のそこまでも
きよきこゝろは月ぞ照さむ

それから色々悲しい詩を此時作られましたが、其中でも菅公が左遷されました其年の秋は配所に於て初めての秋でもあり、十月九日になつて京都のことを思つて感慨を催されましたのであります、

去年今夜侍清涼　秋思詩篇獨斷腸
恩賜御衣今在此　捧持毎日拜餘香

此詩の主意を考へまするに、菅公は天皇に對しては少しも怨と云ふことはないのです、只天皇を思ふ一片の精神がありましたばかりであります、然れども一向無實の罪が雪れないのでありまして、なか〳〵難義をされました、住つて居られました家と云ふものはいろ〳〵に破損して、雨が漏り、庭には泥水が流れ、油もとり〳〵無くなるし、穀物さへも十分に無いと云ふことで、なか〳〵難義をされました、そこで菅公が配所に赴かれましてから僅か二年と一ヶ月を經てとう〳〵歿くなられま

した、菅公が配所に赴かれまして以後と云ふものは次第に健康を損はれまして、それから種々なる病氣を惹起し、どうも勝れない有樣でありました、配所に居られました時はなか〳〵戒律を守られまして、出家と少しも變つたことはない、つまり有髮の僧と云ふやうな有樣で、不斷潔齋して精進を勤められましたのでありますが、段々體の工合を惡くして、延喜三年二月二十五日を以て榎木寺に薨ぜられました、其時菅公の年五十九でありまして、菅公の死骸は太宰府の安樂寺に葬りました、それが丁度今の社の在る所であります、それで太宰府の廟と云ふは只廟ばかりでなくして、菅公の墳墓の上に廟を立てたのであります。

茲に注意すべきことは、菅公の歿くなられましたのは二十五日でありますが、菅公の誕生も二十五日であります、又菅公の左遷も二十五日であります、不思議にも二十五日と云ふが菅公に取つては大事變のあつた時であります、菅公の祭は毎月の二十五日でありますが、獨り是れは菅公の歿くなられたことに關してばかりではないと考へて宜しいのであります。

菅公が連れられました二人の御子さんがありましたが、其中の小男の方は菅公に

先立つて歿くなられました、熊若丸と云ふ人でありました、今に至つて其墳墓が片野村にあります、其小女の方はどうなられましたか、少しも今では分りませぬ、又菅公に屬して太宰府に來ました一人の忠僕がありました、是は白太夫と云ふ者でありまして、太宰府の近傍に其墳墓があると云ふことでありますが、私自身は其墳墓を見たことはありませぬ。

菅公は太宰府に赴かれまして以後は別に是れと云ふ職務も實際ないのでありますからして、專ら詩だの歌だのを作られました、殊に左遷後の詩と云ふものは、公自ら菅家後集として纒められましたが、なか〳〵是れは巧みに出來て居ります、それまでの詩作を見ますると、時に虛構と云ふものもないことはないのでありますが、左遷後に至つては虛構などゝ云ふものは一つもなく、詩人としての菅公は左遷に依つて一段優れたる境遇に進まれました、左遷は勿論菅公の身に取つては災難でありましたけれども、詩人としての菅公に取つては却て悅ぶべき事變でありました、左遷と云ふ事變がありませぬでしたならば、詩人としての菅公は左樣に百尺竿頭一歩を進むると云ふやうな有樣に立至ることは出來なかつたでありませう、菅

337153

公が詩人として後世に名を遺されることに至りましたのは、是は左遷の爲には相違ありませぬ、左遷が其盤根錯節の機會を菅公に與へて、菅公をして詩人としての境遇を進めしめ、又其節操を現はすの機會を與へたことは疑ありませぬ。

第五章　菅公の人物

次に菅公の人物はどう云ふ有樣であつたかと云ふことを論ずるでありませう、何分菅公は天神として卽ち神樣として後に傳へられましたが爲に、其眞相を穿つて見ることは甚だ困難となりました、けれども幸にして菅家傳と云ふ確かな書物が傳はつて居ります、之に依つて菅公の人物の眞相が推測されるのであります、其菅家傳の中に菅公の人物を形容して

風度精爽、音聲多朗、性不嗜酒、
能投壺、以知□善射禮、

此形容に依つて考へまするに、なか〳〵菅公の人物の尋常でなかつたことは想ひ遣られます、其中投壺を能くすると云ふのは、壺を向ふに置いて矢を抛込むのであります、矢を抛げて矢が甘く壺の中へさゝれば此方が勝つと云ふやうな遊戯であります、此遊戯に菅公が長じて居られたと云ふのであります、射禮を善くすると云ふ所から見れば又弓を射ることが巧みであつたのです。

或は菅公の人物を評して感情的であつたとか襟度宏量でなかつたとか云ふ人があるのでありますが、必ずしもそれはさうでなかつたと否定することは出來ぬのであります、人は誰しも缺點のないと云ふことは言はれぬのでありますからして、菅公の人物と雖も有らゆる點に於て完全無缺であつたなどゝは言はぬのであります、然しながら菅公の人物の偉大であつたと云ふことは到底事實として認容せんければなるまいと思ふのです、政治家として菅公を考へて見まするに、素より是れと云ふ赫々の勳功はないです、然しながら隱然として當時の政治界に重きをなして居られた所を見ますると云ふと、なか〳〵其人格の尋常でなかつたと云ふことは想見されます左樣な傑出して居つた人格の一言一行と云ふものはなか〳〵其影響なくして已むものではありませぬ、下萬民は必ず無意識的に上に立つ者を模倣するものであります、それが所謂感化であります菅公のやうな人格が上に立

つて居りますれば、下萬民は自然に感化されて重厚なる氣風を養成することになります、時平は政治の才がなかつたと云ふ譯ではありませぬけれども、何分德のない人でありますそれで仕事をする一點から言ひますれば、或は菅公より勝つて居りましたでありませうけれども、自然の風化と云ふ側に至つては時平が菅公に及ぶべき筈はありませぬ、時平は寧ろ隱然惡風俗を傳播したのでありませうけれども、感化などゝ云ふことは思ひも寄らぬです、或は時平を殊更に揚げやうとする者がないではありませんが、それは間違つた考であります、自然時平と性質を同じうして居るやうな者が、兎角菅公を抑へて時平を揚げやうと云ふ如き議論を試るです、それは當り前のことであります、時平のやうな者は何時でも世の中にあるので、さう云ふ者が時平を稱揚するのであります、けれどもそれは顧るに足らない、菅公と時平とを較ぶれば菅公の勝利は疑ない、菅公の生存中には時平が勝利を得ましたらう、けれども時平と云ひ菅公と云ひ、其生存の時日は僅かなもので、それより今日は千年も經つて居る、千年も經つて見ますれば時平が勝利を得たか菅公が勝利を得たか實に明瞭なることで今更辯ずるまでもない、誰が時平の爲に一千年祭を

計畫しませうか、其の必要もなければ、之を實際爲す者もない、何故無數の教育家が菅公に同情を寄せるのでありますか、誠忠の人にして悲しむべき境遇に陷つて歿くなられたと云ふ點が同情を惹くのではありませぬか、時平如き者にして左遷せられたからと云つて孰か同情を寄せるであらませうか、つまり人物の如何は大に世人の感情を動かすものであります。

又文學者として菅公を觀まするに、菅公は當時卓絶して居つた人であります、其頃文章を能くする者が他に無かつたと云ふ譯ではない、或は三善清行であるとか、或は紀長谷雄であるとか、或は都良香であるとか、段々文を作り詩を作る者があつたのであります、然しながら菅公が文學者として當時に卓絶して居られたことは、菅公が衆技を兼ねて居られたと云ふことであるです、三善清行は文は巧みでありましたけれども、詩を作り歌を作り有らゆる文藝に通じて居つたと云ふ譯ではない、菅公は文を作り詩を善くし、歌も巧みでありましたし又書道にも長けて居られました、一體文を作る者が兼て詩を作ると云ふことは難義のことである、それに又歌までも上手であるなどゝ云ふことは滅多にないことであります、所が菅公は總て

此等の技能を兼ねて居られた、物徂徠だの頼山陽などゝ云ふ人は詩も文も上手でありましたけれども、歌は殆ど出來なかつたと云ふ程に僅かしかないです、菅公が今より千年も前に出でゝ詩文歌總てに長けて巧みであつたと云ふことは、なかなか尋常の文學者でないと云ふ證據であります。

又教育家として菅公を見まするに菅公は實に教育家の祖師とも云ふべき人であります、菅家傳に斯う見えます、

門徒數百。宛滿朝野。其顯名者。藤原道明。藤原幹扶。橘澄清。藤原拜基。皆登納言。橘君統。平篤行。藤原博文。對冊及科。其餘不可遑載。

斯うある所を見ますると云ふと、菅公の門人はなか〳〵乏しくなかつたのであります、而して菅家は歴代の教育家でありまして、清公以來は學舘を設て大に子弟を教育したのであります、獨り菅公の門人が少くなかつたと云ふばかりでなく、清公以來菅家の教育を受けて要路に當つて居つた者が實に多かつたのであります、菅

家中にても菅公は殊に學問文章に秀でられましたことでありますから、其薫陶を受けた者はなか〳〵少なくなかつたのであります、それで菅公反對の清行でさへも斯う云ふことを言つて居る、

外師累代之儒家。其門人弟子。半於諸司。

と、其門人弟子諸司に半ばすと云ふのは菅家の門人が諸役所の役人の半數を占めて居ると云ふ意味であります、それで菅公が祖先に繼いで教育家の任に當られたと云ふことは明かであります、又教育家として大に成功されたと云ふことは疑ないのであります。

第六章　菅公の人物に關する評論

菅公の人物に付てはいろ〳〵評論を試る者があるです、實に其評論と云ふは種々樣々であつて、或は甚しく菅公を貶黜する者もあり、又甚しく菅公を賞贊する者があつて、兩極端に走つて居るかと思はれる、成べく公平に菅公の人物を評せんければならませぬ、無暗に菅公を賞贊することは、所謂負の引き倒しで、却て菅公のた

めにならぬし、又たやたらに菅公を罵倒するやうなことは、勿論學者の義務を盡したものとは言へませぬ。

菅公を彼れ此れ評する者に就て考へて見まするに、なか〳〵批評の仕方が樣々でありますが、それは畢竟自分と類似の點を菅公の事蹟の中に發見して、左樣に描出す者が多いのであります、或は多情多感の人であるとか、或は意志の强かつた政治家であるとか、つまり自分と類似した點を發見して菅公を己が描出すやうな有樣が見える併ながら公平に菅公を描出すと云ふならば自分の境遇に照さないで歷史上の事實として菅公を描出しなければならぬと思ひます、又人に依つては頗りに小人の味方をすると云ふやうな傾があるのです、ヤレ平將門を辯護するとか、明智光秀を辯護するとか、或は清盛を尊崇し、或は足利尊氏を景仰するとか云ふやうな工合に、古來世間の人から爪彈きされて居る人物に同情を寄せて、殊更に此等の人を稱揚する者が往々あるものであります、それ等の人々は殊に時平を賞揚して菅公を罵倒すると云ふやうなことが有勝ちであります、さう云ふ議論をする者は必ず時平一黨の徒に自ら類似した所があるものと思はれるです、さう云ふ議論をしてもそれは只一時のことであつて、決して永遠のことではありませぬ、矢張り次第に議論が定まつてさう云ふ邪惡の徒に與する者は素より世間に多くあらう筈がありませぬ。

菅公は政治上の技倆よりは文學に長けて居られましたのでありますからして、時平と比べますと云ふと時平の方が却て政治家の技倆があつたやうであります、段々菅公を論ずる者が菅公を抑へ時平を揚げると云ふのは此點にあるのであります、然しながら菅公は左樣に政治家として疑ふべきものであるか、どうも私は容易に信じないのであります、時平は今日云ふ所のハイカラ黨の巨魁でありまして、何分內行修まらずして甚だしいことをしたものであります、菅公はそれに反して誠に是れと云ふ缺點の少ない人であります、さう云ふ人が宰相の位に居つて政治を行はれましたならば、人民は自然に其感化を受けたるに相違ありませぬ、縱令ひ時平が如何程政治の技倆があつても內行修まらざる以上は陰然惡い事實を汎く世間に及ぼしたに相違ありませぬ、其證據があるです、菅公が九州に流されました後は世の中の風儀が惡くなりまして、どうも仕方がないと云ふ有樣でありました、其

時に當つて如何程巧みに政治を施しても迚も駄目であります、百の時平があると雖も如何とも恢復の途がなかつたのであります、又三善清行は封事を奉りて當時の弊風を救ふことを力めましたけれども、それは只空文浮辭であつて實効のなかつたのであります、それと云ふは菅公の如き人物を陷れてどうして世間の風俗を良く爲すことが出來ませうか、出來やう筈はないです、それ程時平や清行が世の中の爲に心配するならば何故菅公を放逐したでありませうか、菅公の如き人物が上に立つて居らるれば必ず其影響と云ふものは隱然として普及するのであります、菅公を放逐した後に時平や清行がそろ〳〵世の中の爲に計畫するなどゝ云ふことは抑後れたる仕業と言はなければなりませぬ、三善清行が著はしました保則傳と云ふものが傳はつて居りますが、其保則傳と云ふものを讀んで見まするに、

又在讃岐時。菅原朝臣代公爲守。公竊語云。新太守當今碩儒。非吾所測知也。但見其內志。誠是危殆之士也

斯う云ふことがあります、デ此保則と云ふ人は讃岐守でありましたが、丁度此人の後繼として菅公は讃岐國に赴かれました、それで保則が菅公を批評して誠に「危殆之士也」と云ふことを申しました、之に就てはいろ〳〵說を爲す者がありますが、一は當時學派の爭がありまして、何分菅公も學派の爭と云ふことは免かれなかつたものと見える、それで菅公が保則に逢はれました時に、何となく學派の爭に關することが語氣に現はれたものでありませう、外に何も是と云ふことを發見し難いのであります、もう一つは、强て求めますれば菅公はなか〳〵家名を揚げたいと云ふ考がありましたから自然名譽心に深くして何となく其考が保則に惡感情を抱かしめたかも知れませぬ、先づそれより外に理由を發見することが出來ませぬ、其外もう一つ茲に大事なことがあるです、それは扶桑略記に依りまするに

七月十日宇佐御幣使清貫奏復命

とありまして又次に斯う見える

候帥菅原朝臣氣色及府使等云々。

但帥見氣色殊示窮體。前日言意既似理伏。其詞云。無所自謀。但不能免善朝臣誘引。又仁和寺御言。數有奉承和故事耳云々。

斯う云ふことが見える、此文章に依りますと云ふと、どうも菅公が眞に醍醐天皇を廢して宜しからざる計畫をなされたやうに見えるです、殊に「似理伏云々」と云ふ所を見ますると菅公が前非を悔いて懺悔されたやうに見えます、けれども是は少しも信ずるに足らぬ、清貫が揑造した說と思はれる、清貫が宇佐八幡に行つて其序に太宰府に往つた報告と見えます、けれども何分清貫の揑造であります、清貫は矢張り時平の味方でありまして、菅公の爲にならぬことを當時の天皇に申上げたのであります、此清貫と云ふのは保則の子でありまして、保則は立派な人でありましたけれども矢張り三善清行に關係のある人であります、それで清行と清貫は相互に肝膽相照すの仲間であつたと思はれます大日本史に斯う云つてある

蓋當時讒者誣奏。源善勸道眞圖非擧。故諷使者。證成之。

斯う云ふことがある、どうも清貫の歸つてから天皇に奏しましたのは、誠に讒徒の計略であると云ふ意味が道ひ破つてあります、なぜ清貫が斯樣に虛言の報告をなしましたかならば、何分無罪の菅公を放逐して酷い目に逢はせたと云ふことがなかなか菅公を陷れた人々に影響しまして、恐ろしい感じを起したものと見える、それ故に清貫が左樣な上申をしました、右樣な上申を致しましたならば菅公は本統に罪があつて理に伏されたと云ふことで、餘程宮中の人々の慰安と云ふものが得られるであらうと云ふことであつたものと思はれます、西田直養の著はしました

彼舍漫筆に「菅家左遷考」と云ふ一章がありますが、其中に菅公は醍醐天皇を廢しやうと云ふことをなされたのは事實であると云ふことが論じてありますけれども、是れは眞に奉强附會の說で素より信ずるに足らないのであります、菅公の人物を彼れ此れ惡く批評する者が往々ありますけれども、容易にそれ等の說を妄信してはならぬです。

菅公は素より詩人であります、是は他人から見て菅公が詩人であるばかりでなく、菅公自ら詩人であると言つて居られます、題驛樓壁詩に

讚州刺吏本詩人

と云ふ句があります、自分で自分を詩人と言つて居られました、誠に菅公は詩人でありました、或は菅公の詩はどうであるとか斯うであるとか彼れ此れ批評する者がありますけれども、今よりは一千年も前に於て菅公程の詩を作つた者が別に雖

かありますか、都良香島田達臣などゝ云ふ人々は、何れも詩が巧みでそれ〴〵の詩集が今に傳はつて居ります、げれども菅公に比較すべくもない、菅公は詩人として卓絶して居られたことは疑ひありませぬ、勿論德川時代になつては詩文共に一體に開けて參りまして、有名の詩人が出て居りますけれども、それは後世のことで時代が大に違ふ、菅公の時は王朝の時代で、今より一千年も前である、其時分に菅公程の詩を作つた者があるかと考へなければならませぬ、して見れば菅公が當時に卓絶せられたことは分る、げれども菅公は只詩人であると云ふだけではないです、只詩人であるから千載に廟食することゝなり、今日に至つても菅公を崇拜する者が多いと云ふ譯ではない、詩人としては後世ではあるけれども菅公にも勝さる者が出て居るのであります、例へば新井白石であるとか、梁田蛻巖であるとか、祇園南海であるとか、梁川星巖であるとか、廣瀬淡窓であるとか、菅茶山であるとか、頼杏坪であるとか、頼山陽であるとか云ふやうな詩人が幾らも出て居ります、げれども云ふ詩人を崇拜するよりは遙かに菅公を崇拜する者が多いと云ふことは抑も理由のあることであります。

菅公は右大臣右大將の地位まで昇られて、一家の災難に拘らずして忠君の精神を貫かれたのであります、そこが菅公の尊ぶべき所であります、菅公は斯う云ふことを言つて居られます

孝子之門必有忠臣。臣子之道何異。

是は忠孝一本の説であります、日本に於ては古來忠孝一本の説がありますが、是は菅公が初めて主張せられたのであります、又「以孝事君則忠」と云ふ題で

君是蒼天不可階。　恐分孝水寫恩涯。
食將行路資中味。　遠近忠心我孔懷。

と云ふやうな詩がある、菅公は斯樣に忠孝一本の説を立てられたばかりでなく、又之を實行せられたのであります、菅公が上天子に對して如何に忠實であつたかと云ふことは菅公の一生の事蹟と云ふものが證明して餘りありと云ふべきである、それは今更辯明を俟たざる程であります、菅公は自らも孝經を講じ、又人の孝經を講ずるのを聞き、孝經に依つて感ずる所の詩を幾つも作られましたので、それ等の詩は皆菅家文草中に載せてあります、是に依て之を觀ますれば菅公は深く孝道の

貴きことを自覺せられたものであると見える、窮かに菅公の事蹟を考へて見まするに、菅公は孝心深くしてさうして孝道に於ては殆ど缺點のないやうに思はれる、菅家文草の中に「吉祥院法華會願文」と云ふ文がありますが、之を讀んで見ますると父母を愛敬せられました心情は誠に紙上に躍如として見えます、乃ち其孝心の淺からざりしを證すべきであります、菅公は二十八歲にして母を失はれ、又三十六歲にして父を失はれました、菅公は斯う言つて居られます

弟子無父何恃。無母何恃。不怨天。不尤人。身之數奇。夙爲孤露。

とありますが、其弟子と云ふのは佛弟子と云ふ意味で、父母を失つて悲しむべきではあるけれども、天を怨みず人を尤めず、只自身の孤獨の身たるを自狀せられました、斯樣に孤獨の身を以て右大將右大臣の榮を擔はれましたけれども、父母の敎と云ふものは始終眷々服膺して寸毫も之に違はないやうに務められました、母の大伴氏が功德の爲に觀音の像を造り報恩の實を擧げなければならぬと云ふことを遺言されました、菅公は其遺言を守ることなかく一通りでありませぬので、丁度大伴氏の言はれたやうに觀音の像を造られたばかりでなく、觀音を信せられたことなかく一通りでなかつたのです、菅公が流せられる時にも矢張り觀音を念じて瞑目された位であります、又父の是善が「一禪院を建てゝ二部の經を講せよ」と菅公に言はれたことがあります、其二部の經と云ふのは金光明經と法華經のことであります、是善が歿くなられました其翌年、菅公父の遺言を守つて法華經を以て安心立命の根據とされました、それで菅公の句に斯う云ふのがあります

所仰者新成觀音像
所說者舊寫法華經

それから斯う云ふ句も見える

南無觀世音菩薩
南無妙法蓮華經

法華經の中に普門品と云ふ一章があります、普門品は卽ち觀音經であります、普門品の一章を單行本として傳へてあります、それで觀音經であるのが卽ち觀音經を信仰するのは法華經を信仰する譯で、法華經を尊崇するのは觀音を尊崇する譯であります、所が菅公の身に取つては、觀音の尊崇と法華經の尊崇とは父母の遺言

を守るのであります、其遺言を守つて終身渝らないと云ふ其菅公の心情と云ふものは、誠に床しく頼もしく思はれるのであります、それで菅公が孝心の深かつたと云ふことは疑ありませぬ、菅公曾て菅家文草と共に祖父清公の菅家集及び是善の菅相公集を醍醐帝に奉られましたと云ふのも、全く祖先に對する報恩の心に出でたのでありまして、それで家集を献ずる狀に斯う言つてあります

臣之位登三品官至丞相登非父祖餘慶之所延及乎既賴餘慶何掩舊文爲人孫不可爲不順之孫焉爲人子不可爲不孝之子矣

此文で明かであります、菅公が祖先に對する心と云ふものは卽ち天子に對する心であり、天子に對する心は卽ち祖先に對する心であります、忠孝一本の說は菅公の身に於て見るべきであります、さう云ふ譯合でありますれば菅公の如きは實に一詩人として見るべきではなからうと思はれる、菅公は忠孝を以て身を立てられましたから、チヤンと心の中に守る所があつたのであります、言換へて見れば其所信と云ふものは固かつたのであります、屢貞節のことを言つて居られます、讒州

潛在中の作に

梁王欲識孤貞節　請喚相如雪裏着

と云ふ句がありますが、是は愈〻自分の意を寓られたや否やは分りませぬが、殆ど自分の意を寓られたものゝやうに見える、又斯う云ふ句が見えます「雪夜思家竹」と云ふ詩の中に

抱直自低迷。　含貞空破裂

此句の趣意を含味しまするに、素より自分の意を寓られて居られます、又「春惜櫻花」應製」と云ふ詩の序に、松竹の貞節の方が櫻花に勝ると云ふことを言ふて居られます、是は菅公の胸中を窺ふに足るのでありますから、此處に引用致しませう、其句は斯うである、

我君每遇春日。每及花時。惜紅艶以叙春情。翫薫香以廻恩盼。此花之遇此時也。紅艶與薫香而已。夫勁節可愛。貞心可憐。花北有五粒松。雖小不失勁節。花南有數竿竹。雖細能守貞心。人皆見花不見松竹。臣願我君兼惜松竹。

此文を考へて見まするに、菅公が貞節を重せられる其心と云ふものは十分に見えて居ります、又讃州に居られました時に、早霜の作があります、其中に斯う言つてある、

為露為霜歲事成　早朝踏地見分明
林巒織著黃絲纈　沙渚瑩添白水精
君子夜深言不警　老翁年晚鬢相驚
寒心旅客雖稱散　含得後凋欲守貞

此詩の結句はどうしても菅公が自分の志を寓られたものとほか思はれませぬ、其他又菅家文草中に引用すべきものがありますが、然しそれ等は多くは省きませう、「九日侍宴同賦菊散一叢金應製」と云ふ詩、其詩は矢張り參考になりますから引用して置きませう、

不是秋江練白沙　黃金化出菊叢花
微臣把得籤中滿　登若一經遺在家

是は君に特に經書が家にあると云ふことを述べられたので、江村北海が日本詩史に此詩を擧げて論じて曰く、

其雅尚。登徒尋常之士之儔哉。宜乎廟祀千歲。威靈顯赫。

子孫繩々。文獻世家也。

とありますが、誠に其通り、菅公の誠忠の心と云ふものは此等の詩文に依つて考へまするに、決して疑はれませぬのであります、それで菅公は素より始から終りまで誠忠の心を以て貫かれたのであります、菅公が立身されます時は、家名を揚げて祖先を辱めないやうに、大に祖先に對する義務を自覺されて居られましたが、歸する所は忠孝一本の考で、此祖先に對するの心を以て當時の君主に事へられましたのであります、殊に延喜帝とは水魚の間柄でありましたが、醍醐帝の時に於きましては九州に流されたと云ふやうな不幸に遇はれました、けれども露ほども醍醐帝に對しての怨と云ふものは見えないのであります、菅家後集に載せてあります詩は、所謂血あり涙ありと云ふ詩ぞありまして、一讀一涙を催ずと云ふ程に感慨の深い詩でありますが、何處にも醍醐帝に對するの怨と云ふものは見えませぬ、唯自分が無實の罪を蒙つて、此の如き不幸の境遇に陷つたと云ふことを嘆かれ、一日も早

く此無實の罪の辭れさうなものと云ふことを希望されて、遂に其希望が充たされないで榎木寺に殘くなられたと云ふ事實があるだけであります、アレ程愍れな境遇に陷られましたけれども、菅公が當時の天皇に對する誠忠の心と云ふものが寸毫も變更した譯合ではない、何處に變更した徵候がありますか、決してそれを發見することは出來ませぬ、なか〳〵に其君を思ふの心は厚くして、窮乏に陷つて一命を失ふ其最後に至るまで、決して誠忠の心の變つた徵候はないのであります、そこが菅公の古今の人物中に卓絶して見える所であります、菅公が千載の後までも顧食せられると云ふのは、十分の原因のあることであります。

第七章　評論の續き

菅公が左遷されましたと云ふことは、其原因を探つて見ますると云ふと、實に藤原家の暴横が其原因となつて居ります、藤原家は鎌足公以來の家柄でありまして、なかなか權勢の强かつたものであります、殊に基經に至りましては、天皇の廢立を計ると云ふ程に政權を握つて居りましたので、其暴横は此上なしと云ふ程に達して

居りましたのであります、基經は陽成帝を廢し奉つて光孝帝を立てましたことがあります、斯樣に臣下の身を以て帝王の廢立を爲すと云ふことは、古來類例の無いことであります、然しながら陽成帝は固より失行がないと云ふ譯ではありませぬからして、必ずしも深く基經を咎める譯にはゆきませぬのでありますが、宇多帝が仁和三年十一月十七日を以て卽位せられました其砌に、帝と基經との間に甚だ面白からざる事變が起りました、基經は前代よりの元老でありまして、太政大臣の地位に居りましたからして、宇多帝は更に之に關白のことを委任しやうと思はれまして勅書を賜はりましたが、基經が辭退して之を受けなかつたのであります、所で宇多帝が重ねて左大臣橘廣相に命じて勅答を作らしめまして、之を基經に賜はりました、其中に

宜以阿衡之任爲卿之任

と云ふことがありました、所で是が意外にも一大葛藤を惹起す原因となりました、それと云ふは基經に阿衡は唯位のみであつて職掌は無いのであると斯樣に說く者がありましたからして、基經は大に憤りまして、是は自分を朝廷が馬鹿にしたの

であると云ふやうな考で、固く辭して跳附けました、ソコで攝政の位に在る者が無くして、遂に官の事務が停滯しまして少しもはかどらないやうなことになつて來ました、宇多帝は深く宸襟を惱まされまして、遂に詔勅を改作せらるゝと云ふやうなことになりました、綸言汗の如しとは古より言傳へたることでありますが、悲しいかな藤原家の權勢の一方ならず跋扈して居るが爲に、宇多帝は其詔勅を改作せられると云ふ程のことに立至りまして、つまり更めて關白の詔を基經に賜はられました、阿衡は職掌の無いのもありますれば又職掌のあるのもありますので、廣相が必ずしも誤つて居つたと云ふのではありませぬ、然しながら藤原氏の權勢に壓倒せられまして廣相は一旦有罪の身とまでなりましたのであります、其時菅公は書を基經に贈つて藤原氏と橘氏との調和を計られました、是が爲に基經もとうとう和ぎまして詔を奉じて政治を行ふことになりましたからして、阿衡の葛藤も終に其局を結ぶに至りました、ソコで宇多帝は深く菅公の識見に感せられまして、具に頼母しき人は菅公であると云ふことを思はれましたのであります、それからして菅公は深く宇多帝に信任せられて、宇多帝とは水魚の關係を生ずることになりました。

宇多帝は基經の暴横に就て大に感ずる所がありまして、どうかして藤原家の權勢を殺ぎたいと云ふの念が強くなりました所からして、竊に經營する所がありましたけれども、別に方法と云ふはない、唯菅公を用ゐて之に權勢を託するに如くはないと云ふ考があつたものと思はれます、乃ち菅公を登庸して大に藤原家の權勢を滅殺しやうと云ふことが宇多帝の胸中であつたものと思はれます、然し何分藤原家と云ふものは鎌足公以來の家柄でありまして、容易のことで壓倒するなどゝ云ふことは思ひも依らぬのです、又安りに此趣意を發表するやうなことがありましては、なか〳〵に危いことでありますから、容易に其意向を漏すやうなことは無かつたのであります、然し宇多帝と菅公との間には實に以心傳心の關係があつたものと思はれます、時平は藤原家の末孫でありますからして、菅公の上に在るべきでありますが、宇多帝は厚く菅公を用ゐられまして、之を拔擢して漸々時平よりは上に置く心算でありました、輙ち菅公を關白と爲して一切の政權を之に委託する所まで行きましたが、菅公は深く將來の艱難を恐れて之を辭退されました、なかなか其遠のことを考へて見まするに、菅公の遠謀深略淺からざる所が見えます、

菅公も家柄が家柄でありますからして、祖先の名譽を辱かしめないやうに、權勢の地位を得たいと云ふ考はありましたでありませうが、唯一個の名譽心に驅られてのみ仕事をされたとは思はれぬのであります、矢張り宇多帝の信任に依り、君主の爲めに國家の爲めに充分盡す所あらんことを企圖されたやうであります、兎に角菅公は當時に於ては一世に傑出されたる人物であります、固より毛を吹いて疵を求むれば、菅公と雖も完全なる人物と云ふ譯ではありませぬ、然し完全なる人物は如何なる時代にも左樣に多く在る譯ではない、獨り菅公に向つて完全なる人物を期すると云ふことは非常なる間違であります、然し外に是れと云ふ人物が無くして菅公が一人傑出せられて居る以上は其時代の人傑と言はなければならぬ、斯樣な人傑を時平が讒言して、遂に西海に左遷すると云ふことに至りましたのは固より時平の過失であります、菅公を左遷したる後に、時平を始め藤原家の者が深く悔恨して、其良心を痛めましたと云ふことは疑もない事實であります。所が或は時平を始め藤原家の者が悔恨したと云ふのは、其良心のあつたことを證

するのであつて、如何にも時平一輩が奸惡でなかつた證據である、若し充分奸惡であつたならば、悔恨などゝ云ふことがあらう筈はない、然し菅公を左遷して間もなくそれを悔恨したと云ふのは未だ良心のある證據であつて、良心に苦しめられると云ふ所を考へて見れば、なか〳〵やさしい所があるのが見えると、斯樣に言ふ者がありますけれども、それは時平一輩を辯護する心の強い所から起るのである、時平一輩が悔恨して良心に苦しめられたと云ふのは、菅公のやうな傑出したる人物を、何の罪惡も無いのに西海に左遷したと云ふことが原因であるです、時平一輩の如き不善不良の徒すらも悔恨する位であります、なか〳〵其事の尋常でなかつたことが思はれる、彼等は普通のことに悔恨すべくは思はれぬです、なか〳〵尋常一樣のことでなかつたからして彼等さへも悔恨して其良心に苦しめられたのであります、其點を考へて見ますると云ふと、菅公は如何に忠良の宰相であつて、さうして悲慘なる逆境に陷られたであるかと云ふことが想見されるのであります、時平を善人であつたやうに言ふのは、實に事情を知らない牽强附會の說であります、又時平如き者にしましても、良心と云ふものが薩張り無くなつて仕舞ふもので

はない、良心と云ふものは如何なる人にも存して居るのでありまして、良心が根本的に消滅すると云ふことはないのであります、それで時平と雖も、菅公を讒言して、之を陷れる際には良心も暗んで居りましたらうが、愈其の罪惡を爲し遂げました後に至りましては、其良心が彼れの內部にあつて、間斷なく彼を苦しめ、遂に大に彼れの煩悶を來したものと思はれるのであります、若し菅公が奸邪の徒であつて、眞に許す可らざる罪惡のあつた者でありましたならば、之を西海に左遷したからと云ふて、何も悔恨すべき謂れはない、若し菅公が弓創道鏡の如き者であるとか、若くは又平將門の如き者であるとか、若くは又石川五右衛門の如き者であるとか云ふことでありましたならば、縱令ひ之を悲しむべき逆境に陷れたからと云ふて、それは固より當然のことであります、からして、良心のために苦しめられる謂れはありませぬけれども、菅公は學德共に具はつて、一世に傑出せられたる人物でありますさうして是と云ふ罪惡は固よりある譯でない、左樣な人傑を讒言に依つて之を陷れ、終に憤死せしめたと云ふことは時平に取つてなか〳〵の苦悶となりました、時平が早世したと云ふことも恐らくは此に原因したでありませう、時平は好色の

人でありましたからして、或は勢力を消磨して早死したか知れませぬが、確かに良心の爲めに苦められたと云ふことも其の一原因であると思はれます。

或は菅公が闕白の地位を辭せられたるのは、暫く之を辭して時平に過失のあらむことを欲したのであるなど、臆說を逞うする者がありますが、けれども是れ少しも證據の無いことであります、菅公が時平に過失のあることを欲したなど、言ふは、何の證據があつて言ふことが出來ませうか、漫りに虛說を揑造し臆說を逞うして、菅公を千載の下に陷れると云ふやうなことは實に小人邪徒の爲す所でありまして、是亦當時の時平と類を同じうする者と言はなければなりませぬ、時平を辯護して彼れ此れと議論を爲す者は、多くは其性質が元來時平と類似して居るからして菅公よりは寧ろ時平に同情を寄せて、時平の過失を辯護し、瑣々たる時平の長所を針小棒大にして、時平を以て菅公の上に措かんとすると云ふやうな無謀の擧に出づることが往々にして是れあるのであります、それはなか〳〵に愚昧なる所爲と言はなければなりませぬ。

或は又菅公が太宰府に謫居せられて居られました時に、再び京都に歸ることを憶

はれましたのを、彼れ此れ非難する者があります、一旦反對黨より陷れられて此に至つた以上は、反對黨が消滅したならばいざ知らず、尚ほ反對黨が世に存する以上は、到底再び京都に歸ることは難いと云ふことを菅公が悟られなかつたと云ふことは、誠に女々しい仕業である、誠に思ひきりの弱い仕方であると云ふやうなことを言ふ者がありますけれども、是は人情を知らない論であります、人情の上から言ひますれば、決して左樣に論ずべきではない、菅公の憂へられたのは、決して胸中に不忠の點はなく殆ど明鏡の澄渡つたる如くに、誠忠の念を以て滿されて居るのに、斯樣に無實の罪を被り悲むべき逆境に陷つて居ると云ふことを憂へられて、此無實の罪の再び晴れて京都に歸り、舊の如く天皇に事へ奉られんことを希望されましたと云ふことは、人情としてあるべきことで、又菅公の人物の甚だ潔白なる所が想はれて、床しく感せられますのであります、それに漫りに菅公の人物を惡るく推察すると云ふことは、是は小人一輩に能くあることでありまして、必ずしも怪むに足らぬことであります。

或は又時平を種々に辯護して、斯う云ふことを言ふ者があります、時平が菅公を讒

言して遂に之を陷れたと云ふことは、正當防禦である、時平は藤原家の子孫として なか〳〵權力を有つて居りましたのに、菅公は儒臣の身を以て時平よりは上に立たんとせられました所からして、時平は雌伏するに堪へずして、遂に菅公を覆沒せしめたと云ふことは、全く正當防禦と云ふべきであつて、決して時平の邪惡として之を咎むべきではないと、斯う云ふやうな辯護說を唱へる者がありますが、是は甚だ怪しむべきことであります、正當防禦とは何でありませうか、人が漫りに吾を害せんとする時に、之を防ぐのが正當防禦であります、けれども菅公が何時時平を害せんとせられたでありませうか、菅公は決して時平を害せんとはせられませぬのであります、菅公が宇多帝に信用せられて時平より上に登られましたとしても、それは決して菅公が時平を害せられるのではありませぬ、菅公の人物が優れて居りましたから、縱令ひ關白の位に昇られましたと云ふても、是は人物に相當したる位地でありますから一向差支がないことであります、菅公と時平とを較べますれば、菅公の方が人物が優れて居つたには相違ありませぬ、そこを宇多帝は見込まれまして菅公を拔擢して關白の位に昇らせやうとせられました、素より菅公は辭退せ

られましたが、縱令ひ菅公が關白の位に昇られましたからと云つて少しも菅公を咎むべき理由はない、縱令ひ匹夫の身であつても其位に適當して居るならば、無論其位に昇つて己れが平常の抱負を實行すべきのであります、それは少しも人を害する譯合ではない、況して菅公がとうして時平を害せられませうか、さう云ふことのあり得べき筈はない、菅公が時平に對しても少しも敵意を挾むことなく、時平を害しやうなどゝ云ふことは、露程も無い以上は、時平の正當防禦などゝ云ふことは何の意味がありませうか、實に馬鹿らしい考であります、菅公が時平を害しやうなどゝ云ふことの少しも無いのに、時平が菅公を陷れやうと云ふことを計畫しましたのは、時平の小人邪徒たるの證據であります、縱令ひ藤原家の子孫にせよ、それ等のことは少しも關係はない、相當の地位を占めると占めないと云ふことは、其人物如何に依ることであります、家柄であらうが家柄であるまいが、それ等のことは少しも關係のないことであります、家柄であるから何時でも人より上の地位を占めなければならぬと云ふことが何處にあります、是は人物に依ることであります。

又藤原家は菅公より以前に、藤原家以外の者の樞要の地位を占めることを拒絶して往々陷れた場合があると云ふ例を引いて時平が菅公を陷れたのを辯護する者がありますが、是は實に愚かなる辯護と云はなければなりませぬ、それより以前に藤原家が左樣なことをして居ればそれは藤原家の罪惡であつて、時平が菅公を陷れた辯護には少しもならぬのであります、只國史を研究して少しも人倫の道を辨へざる者は、往々左樣な迂愚の論をなして居りますけれども、それ等は菅公を論ずるの資格の無い者であります、それ等の論は悉く取るに足らぬと言はなければなりませぬ。

菅公は元來教育家でありまして、濟々たる多士を其門下より出して居られます、又菅公は文才があつて、詩を作り、文を作り、歌を作り、歷史を著はし、大凡文學者として資格の備つて居つた人であります、又政治の才も決して無かつたと云ふ譯ではない其上に又德望もあつたのであります、實に一世の德望を負ふて宰相の地位に立たれたのであります、斯樣に種々なる長所を兼ねて居られましたと云ふ所から考へて見ますれば菅公は實に得難き人物でありました、時平は多少政治の才のあつた者であります然しながら幾ら政治の才があつても、人物に缺點が多い以上は其

政治も充分効能を奏する譯にいかぬです政治と云ふものは人民を治める所以であります、所が其人が所行に於て缺くる所がありまする以上は、隱々として不良の結果を人民に及ぼすことは是は古今の常でありまして、政治の上に於ても結果の好からう筈はありませぬ、時平は私德に於て缺くる所が多かつた者であります、左樣な者が如何程政治を良くしやうとしても、隱然風敎を害して居るのであります、上の好む所下必ず之より甚だしきものありとは古人の名言で、最も能く時平に相當して居ると思はれます。

或は藤原家を痛く稱揚して菅公を貶する者があります、けれども亦菅公の爲に辯ずべきことは少なくない、成程藤原家に有力の人が多く出ました、それは否定する譯に往きませぬけれども又折々時平のやうな小人も出て居りまして、今日の所謂ハイカラに類した者がないではない或は鎌足公を揚げて菅公を貶する者がありますけれども、菅公は鎌足公に優つて居るです、後世の人が菅公を尊崇するは必ずしも政治家として尊崇する譯ではない、菅公は文學者として、君子として、忠臣として勝れて居られたと云ふにあるです、若し政治家としてのみ見ましたならば、菅公

より勝つた人は幾らも歷史上あります、けれども菅公のやうに文學を兼ねて居つた者は少ないのであります、又君子として見るべき者は猶更少ないのであります、鎌足が如何に政治の技倆があつても、亦如何に忠君の事蹟があつても、文學の一點に於て菅公に比較すべくもあらぬのであります、鎌足に何等の文學的技倆がありましたか、それを問はずして之を以て菅公と比較するなどゝ云ふは實に菽麥を辨せざるの論と言はなければなりませぬ。

若し又藤原家に菅公の權勢を增すに從つて正當防禦の必要を許すと云ふことでありましたならば、菅公が學派の皇張に力を用ゐられましたことも少しも咎むべきではないと云ふことになります、學派の皇張と云ふことは必ずしも吾々が贊成する譯ではない、學說の主張、主義の主張と云ふことは是は眞理のために務むべきでありますけれども、學派の皇張は是と同一視すべきではない、然しながら單り菅公が學派の皇張に力を用ゐられましたことを咎めて、藤原家には菅公に對して正當防禦を認容すると云ふやうなことは不公平の論であります、藤原家に正當防禦の必要を認容しまするならば、菅公に取つて學派の皇張と云ふことは矢張り正當

防禦であります、時平のために辯護を務むる者は、甚だしい不公平の論をして靦然として顧みざる有樣が見えると云ふのは、是は時平一輩の徒の常であらうと思はれる。

或は又菅公は、壯年の時までは主我的の性質が勝つて居つたけれども、次第に修養の功を經て遂に誠忠の人と爲られたなどゝ云ふ臆測の說を立てる人がある、けれども是は素より齒牙にかくるに足らざる論であります、何となれば其頃は修養などゝ云ふことを言ひますが、菅公の時代といふことはありませぬ、今日は修養などゝ云ふことが何處にあります、菅公に就て言へば修養の痕迹などゝ云に修養などゝ云ふことが何處にあります、菅公に就て言へば修養の痕迹などゝ云ふものは少しも見えませぬ、勿論菅公の學問が年と共に進み、詩文の技倆が齡と共に進んだと云ふことは疑ありませぬけれども、道德上の修養に依つて性格が一變されたなどゝ云ふは、思ひも寄らぬ事であります、それは後世の考を古代に推及ぼして論ずるのであつて、眞に臆測の甚だしきものと云はなければなりませぬ、それからして最後に辯じて置きたいことがもう一つあります、一體菅公は只文學者と云ふばかりではありませぬ、只政治家と云ふばかりではありませぬ、只教育家

と云ふばかりではありませぬ、菅公は君子の態度のあつた人であります、菅公は一種の人格として當時に卓絕して居られましたのであります、して見ますれば菅公は只歷史家の眼を以て批評するだけでは足りませぬ、凡そ道義の觀念を有つて居る者でなければ、決して菅公に關する評論の當らう筈はありませぬ、それで時平は政治家であつた、政治家としての技倆が隨分見えるのである、所が菅公は政治家として時平程の技倆は見えない、だからして菅公を賞揚して時平を貶すると云ふやうなことは非常に不公平である、時平もなか〳〵の人物であつた、餘り世人が菅公を賞揚して時平を貶し過したから、時平のために寃罪を雪がなければならぬと云ふやうな考で、國史家などが往々にして時平を賞揚し、之を以て菅公に當らむとすると云ふやうな有樣に見える、さう云ふ國史家は抑菅公を讒するの資格を有して居らぬものと言はなければならぬ、何となれば時平がどれ程の政治上の技倆がありましたか、政治上にどれ程の勳功を遺しましたか、洵に瑣々たるものであります、吾々明治年間に生れたものは時平の勳功に依つて益を受くることはない時平の當時に於ける政治上の勳功ですらも餘程讒すべきものが多い、何となれば

彼の私德の缺點に依つて、公德の性行が破られて居るからのことであります、けれども暫く彼の政治上の勳功を許したにしても、決して吾々は彼のために寸毫の益を受けて居るとも思はぬです、彼を尊崇しますれば敎育上に面白からぬ害惡が生じて來るに相違ない、今日の人類は如何なる裨益を時平から受けて居りますか、當時多少の政治上に益を爲しましたにしても、其益は僅かに當時に存したのであつて、後世に及ぶ譯ではない、所が菅公の影響と云ふものは決してさうでない、菅公の勝れて居られましたのは政治家として よりは人物として勝れて居られます、君子人として勝れて居られました、君子の態度ある學者として當時に勝れて居られました、德川氏以前に於きましては僧侶を除くの外人民の指導者として傑出したる人物を擧げますれば、實に菅公一人であります、凡そ高尙なる人格として世に現はれたる者は、廣く人類の模範として後世に影響を及ぼすものであります、菅公は卽ち其一人であつて、菅公が當時に人物として勝れられて居つたと云ふことは、其影響する所實に少なくない、菅公が千年の後に廟食せられると云ふことは、決して因由の無いことではない、若し例を取つて之を言ひますれば、ビスマルクの如き實に

大政治家であります、けれどもビスマルクの影響と云ふものは廣く世界に及びませぬ、其有益なる結果は獨逸國民の上に及びましたでありませう、けれども之を以て古への聖人、孔子、釋迦、基督等には比較すべくもあらぬのであります、孔子、釋迦、基督と云ふやうな聖人の影響は、永遠に社會の人類に影響を及ぼしますのであります、高尙なる人格として、人間德行の模範を與へるのであります、菅公の人格は固より孔子、釋迦、基督の如き人格に比較する程は無いにしても、然し日本に於ては比較的にそれに近いのであります、時平の如きは寸毫も汎く人類の模範とすべきものはない、菅公は汎く人類の模範とすべき人物の其一人であるに相違ない、此點から見ますると云ふと、菅公と時平とは實に雲泥の差があるのであります、菅公の人物を充分に評價することは、單に歷史的の菅公よりは出來得べきでない、凡そ人格のこと、凡そ道德のこと、凡そ哲理的評價のこと、それ等を充分辨へて來なければならぬのであります、菅公と云ふ人が單に歷史的人物でありますならば、歷史家の菅公で充分批評が出來ませう、けれども菅公は單に歷史的人物と云ふよりは道義の側の人物であります、其點から言はなければ、充分に菅公の人物を闡明することは出

來ぬのであります、デ、時平の徒は世に絶えないのであります、時平の徒は何時までも時平に同情を寄せて、菅公を千載の後までも陷れむと云ふ傾きがあります、然し正邪善惡の區別と云ふものは自然に明瞭になつて、到底掩ふことは出來ませぬ、今日にあつて時平に同情を寄せて菅公を陷れんとする者を見まするに、眞に時平に類して居る者があるかと思はれます、それ故に少しもそれ等のことに懸念するに及ばぬです、吾々は正義のある所を追ふて、必ず道德の味方となつて永遠時平一輩の奸邪に向つて戰はんければならぬのであります。

菅公事蹟終

跋

余曩に太宰府に詣り菅公一千年祭の準備甚だ盛なるを見て心竊に大に感ずる所あり、今此祭典を擧ぐるに當り菅公の人物事蹟を叙述し、廣く衆人をして其德を景仰せしむるは教育上最も切要の事なるを以て歸りてこれを井上博士に謀る博士亦其感を同じくし、乃ち親しく口述の勞を執られたり、

抑も博士は太宰府出身の人にして、菅公の人物事蹟は教育上感化を及ぼすの効あることに着眼せられ、兼ねてこを各種の書傳に稽へ、又之を古今の文獻に徵し、其調査せらる所極めて正確詳悉、敢て他人の企て及ぶ所に非らず、此れ衆の已に稔知す

る所なり、乃ち其口述を筆記して一冊子となし、以て之を世に公にするに至れり、

編者は尚ほ此れに因みて太宰府神社に請ひ、菅廟寶物中の重もなるもの及び社殿神園等を撮影し、之れを巻首に挿入して、以て世の菅公を尊崇する者に示すことゝなせり、其撮影の上下に記載せる文字の如きは固より博士の關する所に非ず、又本書中附する所の傍訓の如きも、博士の手に出づるものにあらず、因りて茲に之を明言し、廣く世の讀者に諗ぐと云ふ、

明治三十五年三月十六日　編者　田中昂識

明治三十五年三月十日印刷
明治三十五年三月十五日發行

定價金拾五錢

東京市湯島天神町三丁目三番地
編輯兼發行者　田中昂

東京市京橋區築地三丁目十五番地
印刷者　松本魁

東京市京橋區宗十郎町十五番地
印刷兼發行所　合資會社　東京國文社

東京市日本橋區本町三丁目
發兌元　博文館

不許複製

エト2J-68

廣告

哲學

日釋哲　井上哲次郎博士講論集第一編佐村八郎編纂　定價二十錢

同　一目次　東西人士の哲學の比較及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　上卷　第一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第百編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず

勅語衍義　於學目を次ける論一篇　第一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第百編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず

倫理教科書類目錄

再版　五冊　定價壹圓廿錢

哲學編輯書類目錄

目次　第一篇　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第百編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず

日本古學派之哲學近刊

目次　第一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第二十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第三十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第四十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第五十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第六十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第七十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第八十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十一編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十二編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十三編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十四編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十五編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十六編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十七編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十八編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第九十九編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず　第百編　東西人士の哲學の差異及宗教の比較に依りて日本人の位置を論ず

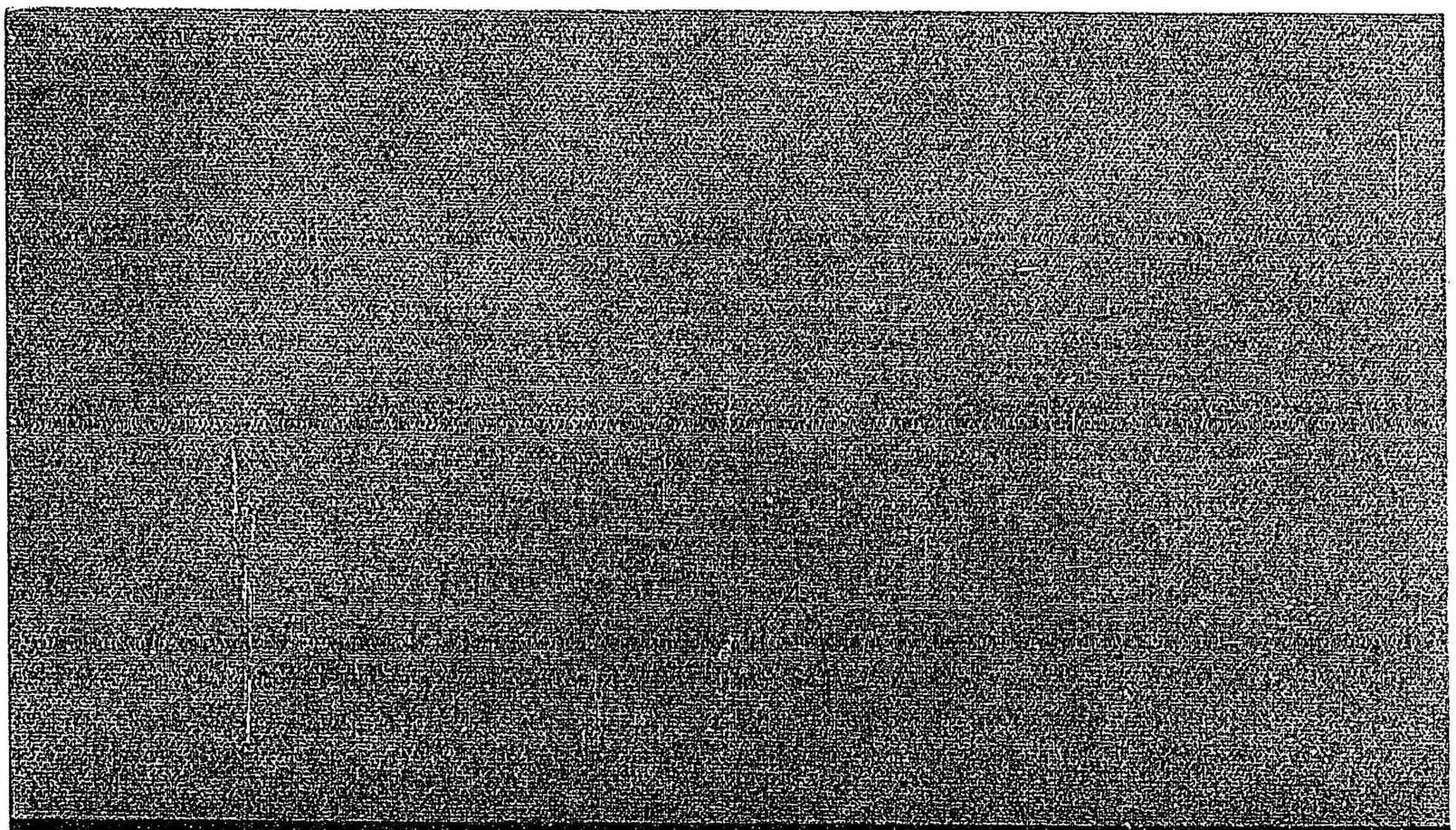

289.1
Su699Ik

菅公事蹟

国立国会図書館

006913-000-3

289.1-Su699Ik

菅公事蹟

井上　哲次郎／著

M35

ACK-0698

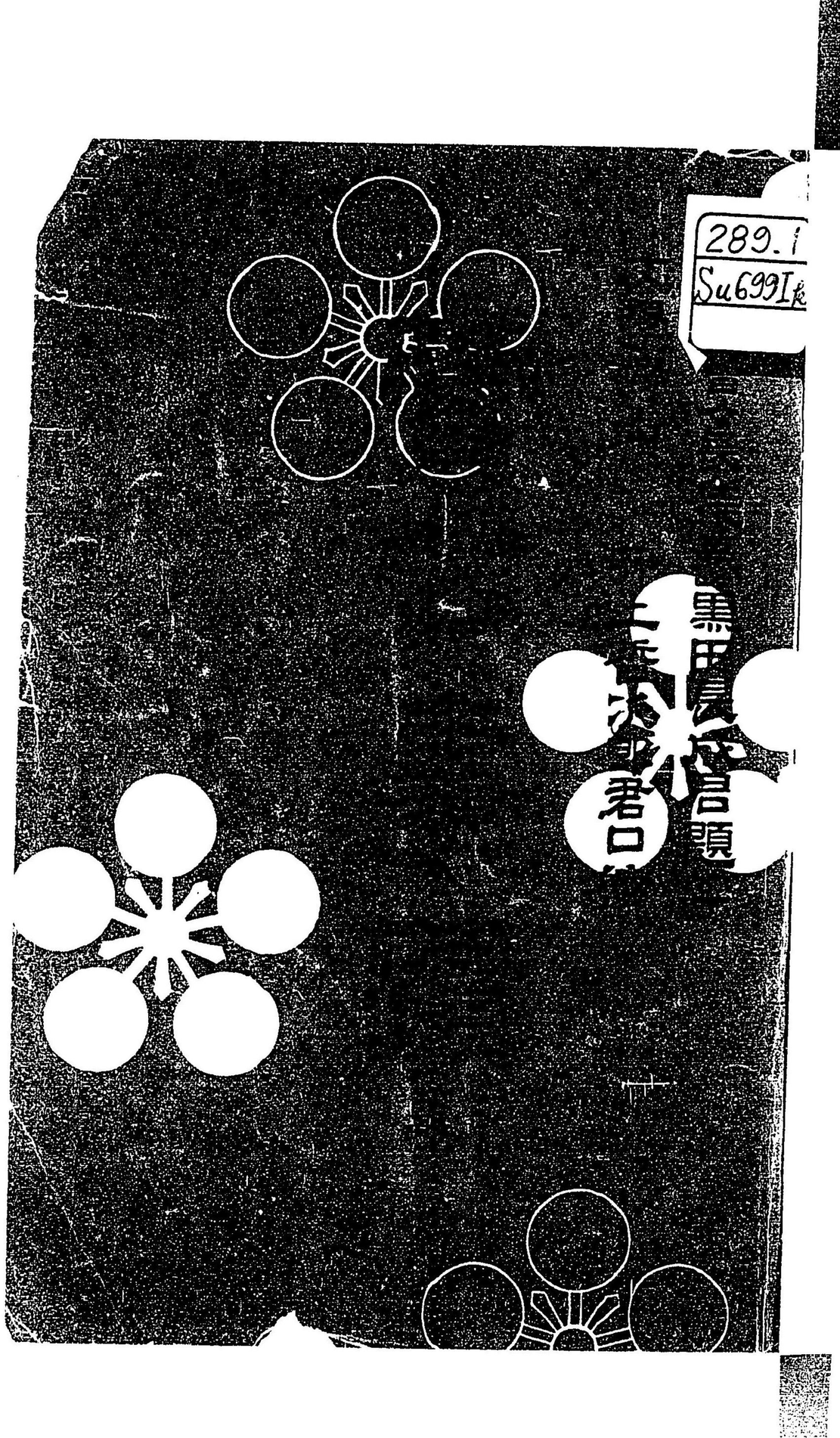
289.1
Su699Ik
君口